

衆議院 環境委員會 議 録 第 二 号

平成二年四月二十七日(金曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 戸塚 進也君

理事 小杉 隆君 理事 佐藤謙一郎君

理事 鈴木 恒夫君 理事 戸井田三郎君

理事 持永 和見君 理事 齊藤 一雄君

理事 竹内 猛君 理事 齊藤 節君

青木 正久君 井出 正一君

田辺 広雄君 中山 利生君

野呂田芳成君 岩垂寿喜男君

岡崎トミ子君 時崎 雄司君

長谷百合子君 遠藤 和良君

寺前 巖君

出席國務大臣

國務大臣 北川 石松君

(環境庁長官) 勝見 嘉美君

公署等調整委員 木宮 和彦君

環境政務次官 渡辺 修君

環境庁長官官房 高橋 光男君

審議官 梅沢 泉君

環境庁長官官房 安原 正君

會計課長 三橋 昭男君

環境庁企画調整 山内 豊徳君

局長 古市 圭治君

環境庁企画調整 安橋 隆雄君

局長 通商産業大臣官 合田宏四郎君

房審議官

委員外の出席者

総務庁行政監察 菊池 光興君

局監察官 小林 康彦君

環境庁長官官房 大日向寛敏君

参事官 林 正和君

国土庁土地局土 永瀬 誠君

地利用調整課長 三本木 徹君

大蔵省主計局主 関口 洋一君

計官 中島 一郎君

厚生省生活衛生 小島 直樹君

局水道環境部計 堀井 修身君

画課長 小坂 英治君

厚生省生活衛生 平沢 愛祥君

局水道環境部計 定道 成美君

画課長 藤田 忠夫君

厚生省生活衛生 松本 英昭君

局水道環境部計 榎垣 敏夫君

画課長 高橋 昭伍君

厚生省生活衛生 高橋 昭伍君

局水道環境部計

画課長

厚生省生活衛生

局水道環境部計

画課長

厚生省生活衛生

局水道環境部計

画課長

厚生省生活衛生

局水道環境部計

画課長

厚生省生活衛生

局水道環境部計

画課長

厚生省生活衛生

局水道環境部計

画課長

委員の異動

三月十五日

井出 正一君

寺前 巖君

同日

加藤 六月君

金子 満広君

同日

同月二十七日

宇都宮真由美君

遠藤 和良君

同日

松本 龍君

長田 武士君

同日

四月十一日

堀本 三郎君

同日

中井 洽君

同日

宇都宮真由美君

時崎 雄司君

同日

長谷百合子君

同日

加藤 万吉君

川崎 寛治君

同日

串原 義直君

同日

補欠選任

加藤 六月君

金子 満広君

補欠選任

井出 正一君

寺前 巖君

四月十日

自然環境保全法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

同月十六日

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

同月二十日

スパイクタイヤ使用禁止措置制定について身体障害者運転車両の除外に関する請願(速見魁君紹介)(第二六〇号)

同(渡瀬憲明君紹介)(第二六一号)

同(愛知和男君紹介)(第三三七号)

同(山下徳夫君紹介)(第三三八号)

同(遠藤登君紹介)(第三六〇号)

同(岩村卯一郎君紹介)(第三八四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

自然環境保全法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

環境保全の基本施策に関する件

公害紛争の処理に関する件

○戸塚委員長 これより会議を開きます。

環境保全の基本施策に関する件及び公害紛争の処理に関する件について調査を進めます。

この際、環境庁長官から所信を聴取いたします。北川環境庁長官。

○北川國務大臣 第百十八回国会における衆議院環境委員会の御審議に先立ち、環境行政に関する私の所信を申し述べ、委員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

最近の内外の状況を見ますと、二十一世紀を目

前にし、世界全体が大きな転換期に直面し、新たな価値と行動の模索が始まっております。特に、近年、オゾン層の破壊、地球の温暖化、熱帯林の減少等の例に見られるように、人類にとってかけがえのない地球が病んでいる状況にあります。地球環境問題は、全人類の生存基盤にかかわる重大問題であり、国は異なれど地球は一つの考え方に立て、国際社会の構成員全員が一致して取り組みべき重要な課題となっております。

一方、国内の環境問題に目を転じてみますと、窒素酸化物による大気汚染、生活排水による水質汚濁等の問題は改善がはかばかしくなく、また、さまざまな有害化学物質による環境汚染等の問題も広がりを見せております。さらに、余暇時間の増大や国民の意識の変化に伴い、自然との触れ合いや快適な生活環境の形成の面でもさまざまな課題が生じてきております。

我が国が高度な経済活動を営み、世界経済が相互依存を深めていく中で、国民一人一人の生活は地域のみならず地球の環境に大きなかわりを持つに至っており、地球規模で考え、地域から行動をとる考え方に立って、地域のレベルから地球のレベルに至るさまざまな環境問題に対し、一貫した包括的な環境政策が求められております。

以上の認識を踏まえ、私は、次の重点施策の実現に邁進してまいりたいと存じます。

第一に、地球環境保全のための積極的な役割の発揮であります。地球環境保全に関する関係閣僚会議で明らかにされた基本方針を踏まえ、我が国の国際社会に占める地位に応じた積極的な役割を果たしてまいりたいと存じます。

このため、地球温暖化等に関する国際的な対策の枠組みづくりに積極的に取り組む所存であり、先日アメリカで開かれたホワイトハウス会議でも、日本政府を代表して、地球環境の問題に対する政策対応、さらに調査研究等を含めた国際的な協力のあり方について所信を述べ、今後の方向についての合意形成のため積極的な役割を果たしたところであります。

また、地球環境に関する学際的、国際的な調査研究等を強化するため、政府全体の総合推進計画その他内外の研究動向を踏まえつつ地球環境研究計画を策定し、これに基づき所要の研究費を配分して総合的な研究を推進いたします。

さらに、オゾン層保護対策等を積極的に推進するとともに、熱帯林の保護等開発途上国への支援の拡充に努めてまいります。

これらにあわせて、地球環境問題についての総合調整機能を強化するため環境庁企画調整局に地球環境部を新設するとともに、国立公害研究所を国立環境研究所に改組し、地球環境研究センターを新設するなど、地球環境保全施策を総合的かつ強力に進めるための組織体制の整備を推進してまいります。

第二に、自然環境の保全と適正な利用の推進であります。日光国立公園尾瀬地区など、自然環境がすぐれ、利用者が集中する地域についての国立公園管理の充実を図ってまいります。また、自然との触れ合いの増進のため、野生生物の観察など体験型の自然利用の推進を図るとともに、東北自然歩道の整備を開始するなど自然公園施設等の計画的整備を積極的に推進します。

また、野生生物の保護、生態系の保全などの施策を体系的かつ強力に推進してまいります。

この一環として、今国会に自然環境保全法等の一部を改正する法律案を提出させていただいておりますので、速やかな御審議をよろしくお願いいたします。

第三に、都市環境保全対策の推進であります。まず、大都市地域における窒素酸化物による大気汚染の改善を図るため、ディーゼル車から排出される窒素酸化物について規制の強化を図るとともに、低公害車の普及、最新規制適合車への代替促進等に努めます。

また、家庭からの生活排水が水質の汚濁原因の大きな比重を占めるに至っており、総合的な生活排水対策の実施が急務となっております。このため、今国会に水質汚濁防止法等の一部を改正する

法律案を提出させていただいておりますので、速やかな御審議をよろしく願います。

さらに、都市生態系の再生、保全に向けた施策の展開を図ると、都市地域における環境資源の計画的な管理を推進いたします。

第四に、多角的な環境保全施策の積極的な推進であります。我が国の社会経済構造や国民のライフスタイルを環境への負荷の少ない地球にやさしいものへと改め、地球時代にふさわしい環境倫理の確立を図るため、環境教育を初めとする諸事業の効果的な推進に努めるとともに、平成元年度補正予算に基づく助成を受けて全国の都道府県及び政令指定都市に設置された地域環境保全基金による地方公共団体の施策と連携して、国民的な環境保全活動の全国的な展開に努めたいと存じます。

また、公害防止計画、地域環境管理、環境影響評価、公害防止事業団事業等の多角的な環境保全手法を積極的に活用したいと存じます。

第五に、公害防止施策の推進であります。安全で良好な環境の確保のため、有害化学物質等による新たな態様の環境汚染の未然防止を図るとともに、環境基準の達成に向けての各種公害対策を強力に推進します。

大気汚染対策のうち、スパイクタイヤ対策については、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止のための措置を法制化すべく政府内で鋭意検討を進めているところであります。

また、アスベスト対策、浮遊粒子状物質対策等についても一層の推進を図る所存であります。

水質保全対策につきましても、東京湾等の水質総量規制を積極的に推進するとともに、海域における富栄養化対策、湖沼水質保全対策を進め、さらに、内海の保全と利用についての国際会議を開催するなど、閉鎖性水域の環境保全施策の推進に努めてまいります。

第六に、環境保健施策の推進であります。大気汚染の影響による健康被害を未然に防止するため、健康被害予防事業の推進や大気汚染と健康との継続的な監視体制づくりなどの総合的な環境保健

健施策に積極的に取り組んでまいります。

また、健康被害の救済にも引き続き万全を期してまいります。特に、水俣病対策につきましても認定業務の一層の促進等に努めてまいります。

以上、環境行政の主要な課題と今後の取り組みの基本的方向について所信を申し述べました。

環境がますます重要となっている今日、この日本と地球の環境資源を私たちの世代で使い切ることなく、美しく住みよいものとして私たちの子孫に引き継いでいくことが環境行政に与えられた重大な使命でございます。私は、来るべき二十一世紀に向けて、次の世代に誇り得る環境行政の推進に心がけ、各界各層の国民と手を携えて最大限の努力をいたしてまいります。何とぞ本委員会及び委員の各位におかれましては、環境行政の一層の推進のため、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○戸塚委員長 これにて大臣の所信表明は終わりました。

次に、平成二年度環境庁関係予算の概要について説明を聴取いたします。渡辺官房長。

○渡辺(修)政府委員 平成二年度の環境庁関係予算案について、その概要を御説明申し上げます。平成二年度総務府所管一般会計歳出予算要求額のうち、環境庁予算要求額は四百九十六億八千四百二十二万円であり、これを前年度の当初予算額四百八十四億五千九百九十二万円と比較すると、十二億七千八百三十三万円、二・六％の増額となっております。

予算要求額の主要な項目について、御説明申し上げます。

第一に、環境保全の企画調整等については、地球温暖化を初めとして地球環境に関する学際的、国際的な研究等を計画的に推進するための地球環境研究計画等の策定及び開発途上国の環境援助促進のための基盤整備等国際協力の積極的な推進に努めるほか、国民各界各層に対する環境教育の強化、都市生態系の再生や快適な町づくりの促進を図るとともに、環境影響評価及び公害防止計画の

策定の推進に必要な経費など、合わせて七億七千七百三十二万円を計上しているところであり、また、これらとあわせて、地球環境問題についての総合調整機能を強化するため、庁内の関係事務を一元化し、企画調整局に地球環境部を新設することとしております。

第二に、公害による健康被害者の救済等については、従来に引き続き、公害健康被害補償制度の適正かつ円滑な実施を図るとともに、公害健康被害補償予防協会に設けられている基金を活用した健康被害予防事業や総合的な環境保健施策を推進するほか、水俣病の認定業務を一層推進することとし、これらの経費として二百二十七億七千五百二十万円を計上しております。

第三に、大気汚染等の防止については、窒素酸化物対策として、自動車排出ガスの規制、低公害車の普及推進等を進めるほか、オゾン層保護対策として、フロンガス等の監視及び調査研究の推進等、酸性雨対策として、監視測定体制の整備に努めるとともに、アスベスト対策及び未規制大気汚染物質対策の推進を図ることとしております。また、騒音、振動及び悪臭対策についても一層の推進を図ることとし、これらの経費として七億九千四百二十二万円を計上しております。

第四に、水質汚濁の防止については、生活雑排水対策及び地下水質の保全対策を推進するほか、東京湾の環境保全、水質総量規制の推進、汚濁河川対策、湖沼水質の保全等の対策を推進するための経費として七億九千八百四十四万円を計上しております。このほか、地盤沈下防止及び廃棄物対策費として一億千七百七十九万円、土壌汚染防止及び農業対策費として一億五千四百一十一万円をそれぞれ計上しております。

第五に、公害防止事業団については、事業団の事業運営に必要な事務費等の助成費として三十六億三千八百十五万円を計上しております。

第六に、公害監視等設備の整備については、地方公共団体の監視測定体制等の整備を助成するために必要な経費として七億六千九百四十四万円を

計上しております。

第七に、環境保全に関する調査研究の推進のための経費については、総額四十三億七千七百七十五万円を計上しております。この内訳としては、まず、国立試験研究機関等の公害防止等試験研究費として十九億二千八百四十四万円を環境庁において一括計上するとともに、環境保全総合調査研究促進調整費として一億七千五百万円を計上し、関係省庁が所管する各種の環境保全に関する調査研究の総合的調整を行うほか、新たに、地球環境研究総合推進費として十二億円を計上し、関係省庁の所管する国立試験研究機関等が行う各種の地球環境保全に関する調査研究の総合的推進を図ることとしております。また、地球観測衛星アデオスに搭載する成層圏オゾン等の観測機器の開発、光化学スモッグや公害による健康被害の解明、その他大気汚染、水質汚濁、自然保護等に関する調査研究費についても十億四千四百七十一万円を計上し、必要な調査研究を進めることとしております。

第八に、自然環境の保全対策及び施設整備について申し上げます。まず、自然環境の保全対策及び自然公園等の維持管理等については、自然環境保全基礎調査を初めとする調査研究を実施するとともに、国立公園等の保護管理の強化を図ることとしております。また、野生生物の保護対策については、絶滅のおそれのある野生生物種の監視調査等を実施するとともに、国設鳥獣保護区の管理強化等を行うこととしております。これらに必要な経費として、合わせて十六億四千四百七十一万円を計上しているところであります。次に、自然公園等の施設の整備については、国立、国定公園の利用施設や長距離自然歩道等の整備に必要な経費として二十九億七千四百六十二万円を計上しております。

第九に、国立公害研究所については、地球環境問題等環境全般にわたる研究の一層の推進を図るため、地球環境研究センターの設置など体制の強化を図り、国立環境研究所に改組するとともに、環境に関する研究と研修の緊密な連携の観点から

公害研修所を統合する等機能の充実強化を図ることとし、これらに必要な経費として四十四億七千九百一十万円を計上しております。また、国立水俣病研究センターの運営等に必要経費として四億二千八百五十七万円を計上しております。

以上、平成二年度環境庁関係予算案の概要につきまして御説明申し上げます。これを事項別に、まず、歳出予算について御説明いたします。まず、平成二年度における環境保全経費の総額は一兆三千四百二十二億円で、前年度の当初予算に比べ百八億八千〇〇〇万円の増となっております。これを事項別に見ますと、各種基準等の設定のために十億円、監視取り締まりの強化のために六十億円、公害防止事業助成のために七十二億円、公害防止関係公共事業等の推進のために一兆千三百四十四億円、公害被害者保護対策等の充実のために二百四十三億円、自然保護対策の推進のために一千四百八十九億円、その他として二百二十七億円が計上されております。

主要な項目については、次のようになっています。まず、環境保全経費全体の八三%を占める公害防止関係公共事業等のうちでは、建設省等に計上されている下水道事業費八千二百三十八億円、公共飛行場周辺及び防衛施設周辺における騒音防止対策等の経費として運輸省、防衛施設庁に一千三百三十七億円、さらには、厚生省、運輸省等に計上されている廃棄物処理施設整備費八百六十八億円などがあります。また、公害被害者保護対策等のうちでは、環境庁の公害健康被害補償対策等経費二百二十八億円、自然保護対策のうちでは、建設省等の公園事業費一千八百七十七億円、環境庁の自然公園等施設整備費三十億円などがあります。

なお、近年の地球環境問題に対する取り組みの重要性にかんがみ、環境保全経費とは別に、環境庁において各省庁の地球環境保全関係予算を取りまとめたところであり、これによると、平成二年度における総額は四千五百二十三億円であり、前年度の当初予算に比べ二百六十七億円、六・三%の増となっております。これを事項別に見ますと、地球環境保全関係一般経費として六百億円、衛星等研究開発関係費として二百十九億円、エネルギー対策関係費として三千六百九十三億円、その他関連経費として十億円となっております。特に、国際機関等への拠出、調査研究等を内容とする地球環境保全関係一般経費は、新規施策が多く盛り込まれるとともに、対前年度比三五・九%の高い伸びとなっております。

次に、公害防止関係財政融資の概要について御説明いたします。平成二年度における公害防止関係財政融資は、貸付規模等において総額一兆六千六百八十億円を予定しており、前年度の当初計画額に比べ八十四億円の増となっております。機関別の主な内訳としては、公害防止事業団が事業規模で七百四十億円、日本開発銀行が貸付規模で六百億円を予定しているなどのほか、地方公共団体の下水道整備、廃棄物処理等の事業を推進するため、地方債計画において一兆四千九百十三億円を予定しております。このほか、中小企業金融公庫、環境衛生金融公庫、北海道東北開発公庫、中小企業事業団等において産業公害防止対策等所要の融資を引き続き行うこととしております。

最後に、環境保全関係の税制改正措置について御説明申し上げます。大都市を中心とした窒素酸化物汚染に対し効果的に対処するため、五十四年規制以前の古いディーゼルトラック、バスの廃車を前提とした最新規制適合車への買い替えを促進するための税制措置などの新設や、メタノール車への特例措置の延長などの措置をとることとしております。また、野生動植物の保護繁殖を目的とする公益信託

についての税の特例措置を新設することとしております。このほか、公害防止設備に係る特例措置の延長、公害防止事業団の事業に対する特例措置の延長など、所要の税制上の措置をとることとしております。

以上をもちまして、平成二年度の各省庁の環境保全経費等の説明を終わります。

○戸塚委員長 次に、平成元年度における公害紛争の処理に関する事務の概要等について説明を聴取いたします。勝見公害等調整委員会委員長。

○勝見政府委員 公害等調整委員会が平成元年度に行った公害紛争の処理に関する事務及び平成二年度総理府所管一般会計公害等調整委員会予算案について御説明申し上げます。

まず、公害紛争の処理に関する事務の概要について御説明申し上げます。

第一に、平成元年中に当委員会に係属した公害紛争事件は、水俣病損害賠償調停事件、仙台湾における養殖被害等調停事件、大阪府における新幹線騒音被害等調停事件、長野県及び北海道におけるスパイクタイヤ使用禁止等調停事件、東京都世田谷区上馬における道路騒音等被害責任裁定事件、長崎県佐賀における養殖真珠被害原因裁定事件等、合計二十三件であります。なお、以上のほか、水俣病損害賠償調停事件については、調停条項の中に、将来申請人の症状に慰謝料等の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは申請人は調停委員会に対し金額の変更を申請することができるという条項があり、この調停条項に基づいてなされた水俣病慰謝料額等変更申請事件が二十三件あります。

これらの係属事件のうち、平成元年中に事件が終結したものは、長野県及び北海道に在る申請人らがそれぞれ国を相手方として、スパイクタイヤの使用によって生ずる道路騒音が住民の生命や健康に被害を生じさせるのを防止するため、スパイクタイヤの製造、輸入、販売、使用を全面的に禁止する等の適切な措置を講ずるよう求めた申請につき、公害紛

争処理法第二十五条の規定により、長野県知事及び北海道公害審査会にそれぞれ移送することとしたスパイクタイヤ使用禁止等調停事件、

水俣病と認定された患者とチソ株式会社との間で患者個人ごとに具体的な損害賠償額を定める調停を成立させた水俣病に関する調停事件、

自動車の走行によって生ずる騒音等の被害について、東京都世田谷区上馬交差点周辺地区に居住する申請人らから国等を相手方として申請されていた責任裁定事件を、職権により調停に付し、防音壁の設置、特殊舗装の試験の実施などを内容とする調停を成立させた道路騒音等被害責任裁定事件

等、合計十九件であります。なお、平成元年中に処理した水俣病慰謝料額等変更申請事件は十五件であります。

現在係属中の事件につきましては、適切な解決が図られるよう努力してまいっている所存であります。

第二に、平成元年中に都道府県公害審査会に係属した公害紛争事件は六十五件であり、工場、工事現場及び近隣の騒音に係る事件及び道路、廃棄物処理場の建設反対に見られる将来の被害の発生防止を求める事件が多くなっております。これらのうち、平成元年中に事件が終結したものは二十七件であり、その多くが防音工事その他発生源となつての施設の改善、作業方法の変更等と内容とする発生源対策及び損害賠償の支払いにより解決を見ております。

公害紛争処理法においては、当委員会と都道府県公害審査会とはそれぞれが独立の機関として職務を遂行することとなっておりますが、当委員会としては、公害紛争の迅速かつ適正な処理という観点から全国の公害審査会をバックアップするため、審査会との間の情報交換、連絡協議に努めるとともに、参考となる情報、資料の提供を積極的に行っているところであります。

第三に、全国の公害苦情の実態について御説明申し上げます。

いて全国の地方公共団体に寄せられた公害に関する苦情は約七万三千件となっており、これを対前年度比で見ると約三千件の増加となっております。苦情件数は、四十七年度の約八万八千件をピークに、以後減少傾向を示したものの、五十八年度から再び増加傾向を示しております。これを苦情の種類別に見ると、いわゆる典型七公害に関する苦情では、騒音に関する苦情が最も多く、全苦情の二八％となっており、悪臭一六％、大気汚染一三％、水質汚濁一〇％等の順となっております。また、廃棄物に関する苦情等これら典型七公害に分類できない苦情は約二九％となっており、年々増加してきております。

公害苦情を迅速かつ適正に処理することは、公害紛争を未然に防止し、地域における良好な生活環境の実現を確保する上で不可欠なものであります。この公害苦情につきましては都道府県または市区町村がその処理に当たっておりますが、ただいま申し上げましたところにかんがみ、当委員会としては、これらの地方公共団体に対し、職員に対する研修の実施、苦情処理に必要な情報の提供、あるいは個別の事業についての指導、助言等を積極的に行っているところであります。

続きまして、平成二年度公害等調整委員会予算案について、その概要を御説明申し上げます。

平成二年度総理府所管一般会計歳出予算要求額のうち、公害等調整委員会の予算要求額は四億六千二百万円であり、これを前年度の当初予算額四億五千五百万円と比較いたしますと、二・四％、一千七百万円の増額となっております。

次に、その内訳について御説明申し上げます。

第一に、当委員会に係属する公害紛争事件の審理経費、公害の因果関係の解明に必要な調査経費、職員基本給等の人件費を含む一般事務処理経費として、四億三千三百万円を計上しております。

第二に、公害紛争の処理を担当する都道府県公害審査会委員及びその事務を担当する職員との情報交換、連絡協議のための経費及び公害苦情処理を担当する地方公共団体の職員に対する研修、情報提供、指導並びに公害苦情の実態調査を実施するための経費として、二千九百万円を計上しております。

以上が、平成元年中に公害等調整委員会が行った公害紛争の処理に関する事務の概要及び平成二年度公害等調整委員会予算案の概要であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○戸塚委員長 次に、環境保全の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田辺広雄君。

○田辺(広)委員 田辺広雄でございます。早速お許しをいただきました。私から、今回提案をされました平成二年度の予算に關係をいたしまして、大臣並びにそれと關係の各府方に御質問を申し上げます。

ただいま大臣からいろいろ所信の表明をお聞かせいただきました。地球環境の問題は全人類の生活基盤に關する、国は異なれど地球は一つの考を唱え、力強い取り組みに全くの敬意を表します。地球環境研究計画を策定をされ、行政面では環境庁の企画調整局に地球環境部の新設をし、また政策研究のために地球環境研究センターを新設された。これが一つのあらわれではないかと私は思います。また一方、自然保護、環境を守るための生活排水対策まできめ細かい対応に心から賛意を表するものでございます。

そこで、数点につきまして大臣並びに各位に御質問を申し上げます。

まず第一番に、地球の環境保全について。今や全人類の課題となつております地球問題の中でも、人間活動に伴つて発生する二酸化炭素、フロン、メタン等によつて地球が温暖化する問題は、その影響が海面の上昇や気候の変化、食糧生産への影響など、広範しかも重大なことから、最近国

際的な検討が極めて速いペースで進められています。近い将来、対策のための枠組み条約の検討も開始をされることとなっています。一層真剣な取り組みが必要になってまいりました。IPCC第一回会合がジュネーブで開催をされ、第二回のナイロビや第三回の一九九〇年二月のワシントン、そしてIPCC第四回会合一九九〇年八月中間報告の取りまとめとなり、温暖化問題に対する政府レベルの検討が進められてきたのであります。昨年は東京会議、そしてことし四月には地球環境サミットがワシントンで開催をされました。政府代表として環境庁長官初め皆様方が御参加をいただきました。大変な成果を上げられ、各国の取りまとめのために東京西走されましたことは後ほど新聞等でお伺いをいたしました。心からその御苦労に感謝を申し上げる次第でございます。

当時の新聞を見てみますと、大見出しにそれぞれ「地球温暖化」「防衛」と「適応」に分極化、B紙は「狙いはずれた？米欧」「米欧の認識の差鮮明に」「今秋の枠組み条約焦点」、C紙は「成長への日本の役割増す」「世界の中のアジア」そしてD紙は「即応を求めた欧米は「まず研究」「地球温暖化会議 日本対立の谷間に沈む」、そしてE紙は「地球環境の国際政治学」全世界に共通する新たな安保問題に」、F紙は「環境損わず、沈む都「守る」等々が書かれております。この大見出しを読むと、一応私どもが理解をいたしますのには、世界には二つの流れがあると考えられます。一つは、地球環境を守ることは何物にも優先するのだ、したがって、研究調査もさることだがまず二酸化炭素の排出量の削減に行動を起こせと言う国と、一方には地球環境を守ることと経済成長との調和を図りながら進める、したがって、まず削減策実施の前にもっと徹底的に研究すべきと言われている。政策決定者がこれほど多くの重要な環境問題に直面させられている現在、かぎを握っているのは彼らの対応の時期そしてそれを

決断する勇氣であると言われております。

そこで、今日日本は、谷間に逡巡するのではなく毅然として世界の環境を守ることに徹して、両者の間に立つて日本の技術と科学の力で世界に貢献をするときだと思っております。大臣の認識と今後の取り組み方、あわせてホワイトハウスにおける各国の立場、会議の成果について、まずお聞きをいたしたいと思っております。

○北川国務大臣 田辺委員の地球環境を思う非常に熱誠ある御質問を受け、また、ホワイトハウスにおける我が国がとってまいりましたその態度にも温かい御理解をもって御鞭撻願ったことに、まず冒頭感謝を申し上げます。

なお、新聞紙上を御紹介しました。ホワイトハウスにおける我が国の歩んだその道は決して谷間ではなく、アメリカとそしてECを初めとする欧州諸国の意見の食い違い、それを調整するというのはおこがましゅうございますけれども、日本は、EC諸国と同時に一日も早くこの温暖化対策を初めとする地球環境問題に取り組まなければいけないということをお願いいたしました。他方アメリカが、基礎的科学研究をやらなければいけない、温暖化のメカニズムの解明をしなければならぬ、そういう意味においての研究をテーマとする案を持っております。片やEC諸国は、これはノルドベイクで決まっておりますし速やかな実行だ、このことは日本も同調し、またアメリカが提案しております研究課題についても、我が国がいたしましては国際間のパネルを持つてこれもまた研究をやる必要があるのじゃないかということをお願い述べますと同時に、私は、速やかに、地球を守るための研究がおくれをとってはならぬ、悔いを千載に残してはならないということも申し上げるとともに、今御指摘のありました、国は異なれども地球は一つじゃないかということで、各国の間に立ちまして、日本は経済の発展を損ねることなく環境問題に今日まで取り組んできた、それは自動車の排気ガス等によるところの実績を持つておる、経済の四割の伸びをしてきた、こういうこ

とも申し述べますと同時に、各国のそれぞれの意見が非常に多く出されまして、また各国がこのホワイトハウス会議を一つの大きな国際の中のみならず認識を深めた場となったと私は思っております。

特に地球温暖化に對しましては、これはもう国境を越えまして地球全体に及ぼす影響が大きくございまして、速やかな対策を取り決めにゃいけませんし、先ほど申しましたが、昨年の十一月に採択されましたノルドベイク宣言では、先進工業国のCO₂対策を早くやらなければいけないということも決定をいたしておったようなわけでございまして、このためにもIPCC等の政府間パネルのことも取り上げまして我が国の立場を鮮明にいたしますと同時に、このことについての我が国の方針もまた申し述べました。また、第一グループの中では環境問題に對してECとともに議長を務めさせていただいて環境問題に取り組んでまいりましたことを御報告いたします。

以上でございます。

○田辺(広)委員 ただいま大臣から御回答をいただきましたが、もう少しホワイトハウスの話をPRするのじゃないかと思いましたが、これは私の時間にも関係いたしますのでこの程度にして、またの機会に十分お聞かせをいただきたいと思っております。本当に御苦労さまでございました。

次に、地球環境問題の解決に当たりましては、科学的知見に裏打ちされた適切な効果的な施策を実施していく必要がある。このためには国際的、学際的な取り組みのもとで科学調査研究の推進が極めて重要である。我が国としては地球環境調査研究の推進方策をどのように考えておられるか、またもう一つ、我が国の技術、科学等は世界に比類のないものだとは考えておりますが、それらもあわせてひとつお答えをいただきたいと思っております。

○北川国務大臣 委員のただいまの御質問に對しまして、地球環境保全を的確に推進するためにはその科学的基盤を強化しなくちゃいけない、また

地球環境に関する調査研究、モニタリング等の推進が必要であると考えております。このため、地球環境保全関係閣僚会議においては今年度から毎年、政府全体としての調査研究、観測、監視等に関する総合推進計画を策定いたしまして、政府一体となった取り組みを強化することといたしております。

また、環境庁といたしましては、今年度から、閣僚会議の総合推進計画そのほか内外の研究動向を踏まえつつ、地球環境研究計画を策定いたしまして、地球環境研究総合推進費に研究費の配分を通じまして、国立研究機関はもとより、大学、外国研究機関等の研究者との連携を保ちつつ、総合的な地球環境推進をいたしたいと思っております。

なお、地球環境の研究、モニタリング、中核的拠点としての国立環境研究所、このたび名称を前国立公害研究所をそのようにいたしました。地球環境研究センターを設置することといたしました。

なお、地球環境に関する調査研究については、国際的協力体制の一層の強化が必要であると考えられます。このため私は、さきのホワイトハウス会議におきまして、ただいま申しましたように、関係国際機関が連携し、世界各国が政府レベルで協調して取り組むべきである、そのための研究協力の場を設けることが必要じゃないかということをお願いいたしました。その中でアメリカはまた研究機関をいうことでございました。こういうような体制で取り組んでまいりたいと思っております。

なお、そのほかのことはまた政府委員よりいたします。

○田辺(広)委員 これは大変難しいところか、私も率直に申し上げますが、日本の研究機関というのはいくどいかにレベルであるか、アメリカと比べたら、もちろん比べることが変ですけども、そのことについて担当者からお聞きをした

○安原政府委員 地球環境に關します研究のレベルについてのお尋ねでございますが、確かにアメリカがこの面では最も進んでいるというぐあいに考えております。我が国におきましても、もちろん気象庁の關係あるいは各大学等かなり前から気象の問題とかあるいは地球そのものについての科学的な解明について研究がされてきたわけでございまして、地球環境という観点からの研究となりますとやはり最近のことになりまして、例えば筑波にございます環境庁の国立公害研究所で地球環境を特別研究テーマとして取り上げましたのはここ数年のことでございます。したがって、まだ研究途上のテーマが多いということでございます。

全体としましてそういう科学的な知見というのはそれぞれの国でそれぞれの立場からやっておりますので、それを総合しまして、そして世界の關係者がそれを共有するということが極めて重要でございまして。それによっていろいろな政策対応もそれをベースとして策定されることになるわけでございまして。そういう意味で、先生が先ほどおっしゃいましたIPCCでございまして、IPCCの第一作業部会がそういう意味での地球環境に關する特に温暖化問題についての科学的知見を集約いたしましたして、そして今何がわかっていくのか、何がまだ解明を要するのか、その整理をしております。その結果が先ほど御指摘のとおりこの八月に中間報告として出る、それを踏まえて各国で対応していくことになるかと考えております。

○田辺(広)委員 今お答えをいただきましたが、一つだけ重ねてお聞きをします。

それは、例えば、そういう研究が十分されないままに二酸化炭素の削減とかそういう統計だとかいうような問題を討議することは時期尚早ではないかという感覚があるわけですが、今の現在の調査研究の段階でそういう行動に起こすことについてはやはり不安がありますか、それとも起こしてもいいんだとお考えかどうか、お聞きをしたい

と思います。

○安原政府委員 この問題につきましては、世界の科学者が集まりまして、それぞれが知見を持ち寄りまして十分な意見交換をやってまいっております。その結果、地球の観測結果の分析から明らかに、先生の御指摘のCO₂の濃度について見ますと、産業革命前が二八〇ppm程度であつたのが、今大体三四五ppm程度前後まで上昇してきている、そしてごく最近の濃度の上昇がかなりのテンポであるということでございます。そういうCO₂そのものが明らかに温室効果を持つということでございます。それ以外にもメタンとかフロンもそうでございますが、そういったいろいろな化学物質が温室効果を持つておりまして、その濃度が測定によればふえてまいっております。この調子ですと、科学者の推定によりまして、二〇三〇年には産業革命前の温室効果の状態を一〇〇としますとCO₂換算でちょうど倍になるということでございます。そうしますと温度上昇が生ずることは明らかである。ただ、その温度上昇の幅につきましては、学者によつていろいろ説がございまして、それから、それによる地域的な影響につきましては、細かい分析結果を的確に出していくというのが現在のモデル計算ではまだ不十分な点がございます。そういういろいろな不確実性はございますが、温暖化が進んでいく、それによって相当程度の重大な影響がいろいろ生じてくるということについては科学者の意見は一致しているわけでございます。ただ、米國が申しますようにいろいろな点でなお解明を進めていく必要があるということではございます。

さはさりながら、そういうことにはまだ時間がかかるわけでございます。しかし、科学者の見解によると温暖化というのは確実に進んでいく。それは進めばもうもとへ戻らないわけでございますので、早目に行動をとらなければならぬというのはそのとおりでございます。日本政府としては、不確実性はございますが、やはり必

要な行動に着手すべきであるというのが見解でございます。

○田辺(広)委員 大変ありがとうございます。次にお尋ねいたしますが、先日、地球環境の問題について議事録をずっと見ておりました。そうしましたら、前の環境庁長官が、何と云つても一番大事なのは、そういう調査研究と云う一つ、一般の国民の一人一人がこれについての認識を深めることだ。深めるためにはどうするかといへば、やはり環境庁みずから、また国民的な立場で國の政府がこのPR、宣伝をすべきだ、こういうことを言つてみえました。このような地球環境の多くの情報は、非常に難しいといひますが、考えようによつては非常にセンセーショナルな流れをするわけでございます。正しい理解を国民に与えるように、政府は中小学校の教科の中で、また生涯教育の一環としてこの問題を普及啓発をしてもいい。その方をどういうふうに考えてみえるか。

またもう一つ、簡単に申し上げますと、実は先日新聞に出ておりましたが、ある信託会社が財団法人の野鳥を守る会の方々に、一つの商品として、一定のお金を預かつたらその利子を、一年間野鳥を守るためにお金を貸そうという一つの協力態勢について出ておたわけなんです。これは民間の協力という面です。またもう一つの新聞に、熱帯雨林を昔の姿にということ、ある商事会社が長期プロジェクトとしてマレーシアでラワン材などの植林をすることも書いておりました。私は非常にありがたいことだと思つておりました。NHKのスペシャルを見ますと、東南アジアの森林は全部日本人が切つて切つて切り捨てたんだ、しかも現地民の生活まで危うくするんだというニュースまで見るわけでございますが、そうしたときにこういうありがたいお話を聞いて大変感銘を深くいたしました。今後、PRについてどうお考えでどう対処をされていかれるか。そのことをお聞きしたいと思います。

○安原政府委員 地球環境問題について広く国民の皆さんの理解を深めていただくことが大切であ

る、それが第一歩であるということはお御指摘のとおりかと存じます。そういう意味で、地球環境保全対策を進めていく上での基本方針を昨年六月、関係閣僚會議で決定いたしました。その六項目にその關係の項目がございまして、それは省エネルギー、省資源等の地球環境への負荷の少ないような方策を推進していく必要がある、そのために国民の理解を得る必要がある、その必要を普及啓発に努力していくということをやつていくわけでございます。そこでその具体化として、ことしの三月末でございますが、關係會議のものと幹事會も開きまして關係省庁、もう全省庁が挙げてこの普及啓発に取り組もうということとで申し合わせをしたわけでございます。これから各省庁の重点施策として展開されていくことが期待されておるわけでございます。

環境庁といたしましては、かねてから環境教育が重要である、普及啓発が重要であるという認識に立つて各般の施策を進めてまいっております。環境教育につきましましてはまず学校教育でも十分取り上げていただくことが必要でございます。この点につきましては環境庁の方から文部省にもお願いいたしました。文部省と緊密な連携のもとに学校教育における環境教育の充実を図っていくということに相なっております。そこで文部省の方では、ちょうど教科書の改定時期に来ておりますので、新しく改訂される教科書に最新の知見に基づいて環境に關する記述が入るよう、その指導をしていただくことになっております。その指導を要領で環境問題の取り扱いを充実していただくというのがございます。もう一つは、公民館等で生涯学習の活動がございまして、ここでも環境保護実践活動への補助を新たに設けていただくというようなことが行われることに相なっております。

それから、環境庁の方では、先般平成元年度の補正で地域環境保全基金造成のための補助をお認めいただきました。そこでこの助成をしまして、それを受けましてすべての都道府県、政令市にお

きまして基金を造成していただいたわけでございます。この運用益をもちまして地域環境の改善に資する各般の施策を展開していただくことになっておりますが、この運用益で平成二年度からその事業が始まるわけでございます。その中でも特に環境教育につきましては重点を置いていただくように、地方公共団体の方に環境庁の方からもお願いをしておりまして、それに応じた対応がこれから進められていくものと考えております。その中では関係部局と教育委員会が十分密接な連携をとっていただまして、これは例えばでございますが、環境モデル校などを指定していただまして、その学校における環境教育を充実していただく、そういう例えば視聴覚教材を整備するといったこともやっていただく、あるいは環境に関する副読本などの整備をやつていただくとか、そういったことも考えているわけでございます。それから、地域におけるそういう学習もしていただくように、一日環境大学とかといった催しもやっていただくことをお願いしております。

それから、環境庁自身いろいろな普及啓発事業を推進しております。最近も「みんなで守ろう地球の環境」ということで、わかりやすい形で地球環境問題を解説いたしまして、その取り組みにつきまして記述したパンフレットを五十万部印刷いたしましたして広く全国に配布するというようなことも今ややつあるわけでございます。それから環境白書で、六十三年度白書でも地球環境問題を特集として取り上げましたが、今準備しております環境白書でも、地球環境問題への国内での取り組みを中心の特集したいということで、今鋭意準備を進めているところでございます。今後とも努力してまいりたいと考えております。

○北川国務大臣 ただいま委員が御質問くださいました点で、国民に対する普及活動ということで、アメリカではアースデーということで、挙げて国民が運動していただいております。なお、日本といたしましては、一九七二年に世界環境の日というものを日本が提唱いたしましたしてつくりまし

たので、六月五日でございますが、一週間大きな運動をしていきたいと思っておりますので御理解をお願いしたいと思います。

○田辺(広)委員 アースデーのことは聞きました。新聞等で見ますと一向にぱつぱつとしないというのですか、それより今長官おっしゃったように六月五日世界環境を守る会をひとつ盛大にやつていただきますようにお願いを申し上げておくわけでございます。

それからまた、今答弁の中で環境保全基金の問題に触れてお聞きをしました。そこでもう一つそれに関係して、今公害対策基本法があるわけですが、だんだん七公害、それからその対策というだけの公害対策基本法ではどうもちょっと基本法にしてはまだるつこいのじゃないか。むしろ環境を維持する、そして自然を保護する、そういうような広い視野に立った、仮に環境を守る基本法というような考え方で今までの公害基本法という名称を変えたらどうかという点も私は思うわけでございますが、後ほど簡単に結構ですからお答えをいただきたいと思います。

それから、今の公害防止計画を推進するために公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律がありまして、産業廃棄物処理施設や下水道の終末処理施設等の設置について、国の補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置が現在講じられております。この法律は御承知のように時限立法でありますので、平成二年度で期限が来ることになっております。先ほどの施設方針また予算の説明の中にもありますように、また苦情処理等にもありましたように、下水道の処理場、産業廃棄物の処理場というのは建設するのに非常に困難であるわけなので、また住民の理解を得ることも大変だと思えます。その中で、どうしてもなくてはならない施設として地域の地方自治体を取り組んでおります。そういう意味では、ぜひ地元のためにもこの法律を延長して補助のかさ上げを続けてもらいたい。以上をお願いしたかったようにしてもらえるかという質問をさせていただきます。

ます。

○安原政府委員 最初の公害対策基本法の見直しはどうかというお尋ねでございます。御承知のとおり、環境庁といたしましては、第一が公害の防止ということでございまして、第二が自然環境の保護ということ、その整備でございます。それからその他の環境保全、こういう三つの柱につきまして環境行政の総合的推進を任務として鋭意努力していただいております。

その第一の公害の防止につきましては御指摘のとおり基本法があるわけでございまして、それから自然環境の問題につきましては自然環境保全法というのを基本としまして各種の施策を展開しているということでございまして、その他の環境の保全としましては快速環境づくりとかいろいろ各般の施策がございまして、これにつきましては関係省庁も広く関係いたしますし、地方公共団体の協力も得ながら諸施策を進めておるといのが現状でございます。そういうことで非常に広範かつ多様な環境問題にどう的確に対応するかということがございまして、当面、私もとしましてはそれぞれの分野でその特性に応じた施策の展開を図っていくことがまず重要であるということをやつておるわけでございます。今先生から公害対策基本法ということでございまして、私どもとしましては、中長期的な研究課題ということで引き続き勉強をさせていただきたいと考えております。

第二点目の、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置法の期限が御指摘のとおり平成二年度で切れるということでございまして、これにつきましては関係地方公共団体の方から、公害防止計画の推進等その地域の環境の改善に重要な役割をこの法律は果たしておるので、ぜひ延長してほしいという要望が寄せられております。そこでこの取り扱いをどうするかにつきまして、環境庁としましては、環境の改善状況とか公害防止対策事業の実施状況等を今地方からヒアリングをいたしまして、総合的な検討を進めているところ

ろでございます。環境庁としては、この公害防止計画を円滑に推進するためには引き続き財政的な支援措置が必要であるという考え方に立っております。何と公害対策財法について延長の方向で、これらの所管省は自治省でございますし、財政当局とも調整する必要があるわけでございまして、今後これらの関係省庁に働きかけをしてまいりたいという考えを持っております。

○田辺(広)委員 大変ありがとうございます。僕は地行にも入っておりますのでそちらでもまたお願いしておりますが、環境という立場なら、地行だとか大蔵関係でいろいろ言われても一番大事なことですか、先頭を切つて守つていただければ環境庁だと考えておりますから、どうぞひとつよろしく願ひいたします。

その次に、今一番私心配をいたしておりますし、また皆さん方も対策を練つておつていただきますが、現在開発途上国に対する公害対策の協力を強力に進めるべきではないかというように、いろいろなお聞かせをいただいております。特に急速に発展をしておりますアジア、NIESやASEAN地区を初め、最近開発途上国は大変な経済成長も遂げておりますと同時に、アジアにおいては公害問題も進行してきております。そうした国々における環境保全対策を支援するために、環境庁としても我が国の公害対策の専門知識を移出する、またそれを生かして積極的に対応していくべきではないかと思ひます。また一面、日本から企業がどんどんタイへ出ていきましたりフィリピンへ参りましたり進出をいたしております。そういう企業につきましても、その地域において日本企業がこういうことを言われないように、ぜひよく指導すると同時に、その方々にしつかり環境対策をするようにというような規制というのですか、そういうことができるものかどうか、考え方を聞きたいと思ひます。

○渡辺(修)政府委員 初めに先生が御指摘になりました開発途上国の環境問題といいますが公害問

題、これはおっしゃるように、砂漠化とか熱帯林といった特有のいわゆる地球環境問題に加えまして、人口の都市集中あるいは工業化が進展をしまして、まさに御指摘のとおり私も先進国が経験したのと同じような公害問題に直面をしているのが実情だと思えます。

日本政府としては、向こう三年に三千億程度の環境保全のためのODAを行うことを対外的に公約をしております。これは最近三十年の平均が六百億程度でございますから、三年三千億というのは六、七割の増という大幅な増でございます。こういった大きな政府開発援助が適切に効率的に実現されるようにするためには、いろいろなための条件整備といえますが、こういうものが必要ではないか。これも先生御指摘の私もが持っております。ノーハウを円滑に途上国に移転をする、そういうことのために、途上国の環境状況の把握ですとか基本的な情報の整備といったものについて、私もとしてもお力をおかししたい。それから、先方の人の研修あるいは環境関係のODAに携わるこちら側の人材の養成といった面でも力を尽くしていかなければいけないと思っております。環境庁みずからも、そういった基礎的な条件づくりのための予算というのは大幅に増額を図っております。

二番目に先生が御指摘になりました、日本の企業が途上国でいろいろと活動をするときに、十分その地の環境保全に配慮をした活動をするようにという点は、昨年の地球環境保全に関する閣僚会議の最初の基本方針の申し合わせの中にもそういう点が触れられておりますし、企業グループとしての経団連等でもそのようなことを具体的に検討をしております。私も政府としても、そういうものについて十分話し合いを密にして、新聞報道等で言われるようなことが事実として生じないよう全力を挙げていきたいと思っております。○田辺(広)委員 次に、立場を少しやわらかくしまして、自然歩道など自然公園施設の整備促進についてお伺いをいたしたいと思います。

美しい自然との触れ合いというのは国民の切実な要求でもありますし、余暇活動の充実や精神面でのゆとりの創出が課題となっております。国立公園等の自然公園の果たすべき役割は極めて大きい、もちろんお考えのとおりでございます。そのために重要な国立公園等における公共的な諸施設整備の現況と近年の推移はどうなっておりますか。ただいま予算でも尾瀬、また長官からもお話がございましたが、その他につきましてお聞きをいたしたいと思います。

○山内政府委員 お答えいたします。

先ほど官房長が説明を申し上げましたように、平成二年度の予算で約二十九億七千万円の整備費、これは国立公園の中、国定公園の中あるいはそれ以外にも、長距離自然歩道としまして、現在既に全国に五つのルートがあるわけですが、そういったものを含めましての金額でございます。最近の整備の現況、近年の推移という御質問かと思いますが、実は昭和五十四年度がピークでございましたが、その後財政上のいろいろなシーリングの都合もありまして、ここ約十年ばかり削減傾向が続いておったのでございますが、本年は初めて一〇%増という増額に転じたということをまず申し上げたいと思えます。その一〇%増の内容としましては、大臣の所信表明にもございましたように、日光国立公園尾瀬のようなどころの、つまり利用者が増えることによつて、公共的な整備をしないと自然が悪くなるというところに対するお金を重点に増額を図ったわけでございます。

御案内かと思いますが、国立公園の中での私どもが分担しております自然公園施設整備と申しますのは、採算部門といえますものではなくて、歩道であるとか園地であるとかあるいはキャンプ場でありますとか、それから国立公園、国定公園に独特の制度として、ビジターセンターと呼んでおりますが、こういった広い意味での環境教育、自然教育のための拠点のようなものを受け持っておりまして、今申しました金額で推移してきたわけでございます。件数にしますと、一年度の間に百件を超える

件数で補助ない直接事業をやっておるわけでございますが、率直に申しまして、十分な額で推移してきたとは考え切れないところがある現状でございます。

○田辺(広)委員 ありがとうございます。

ただ、時々新聞などで見るのですが、そうした自然に親しんでもらおうと思つて設備をします、施設をしますと、どんな人が行かまして、残ったのは弁当の殻だとかそういうものがすごくたまって、何か自然を楽しむのか自然を開放して自然を壊しておるのかというようなことがたまに見受けられるわけで、ここの調和をとというのが問題だと思えますが、一言で結構ですから聞かせをいただきます。

○山内政府委員 全く私も御指摘のとおり考えておまして、いい意味でのリゾート整備は、これはあつていいと思うのでございますが、それがやはり利用者の、どういうふうに申しましようか、不適正な利用につながるのではないように、先ほど私が例示を挙げました園地、歩道というのは、実はそういった利用者を適正な利用の方に導く手段という意味でも、不採算性と同時に、公園の中の利用に一つのガイドラインを与えるという意味もあつて整備されているわけでござい

ます。今後、御指摘の趣旨も、予算をふやすだけではなくて使い方の問題としても、十分意を用いて対処していきたいと思っております。

○田辺(広)委員 自然公園の問題につきましては以上になりました、今度は都市環境の保全対策についてお聞きをいたしたいと思います。

窒素酸化物による大気汚染につきましては、今もお述べいただきましたし、また、免税につきましても御努力をいただいておりますが、現在の自動車公害問題は都市型公害の最たるものであるか、また、電気自動車、メタノール車などの低公害車の普及の研究、技術的な開発促進にどうして努めるか、これが一番重要だと思えます。その現

況はどうでございますか。そしてまた、どういう代替燃料の供給体制を、その将来の見通しについて、まずお聞きをしたいと思います。

○渡辺(修)政府委員 電気自動車、メタノール車などの低公害車の普及についてのお尋ねでございます。

昨年十二月、中央公害対策審議会からディーゼル排ガス規制の強化についての答申をいただいた際も、低公害車の大量普及に向けて社会環境づくりを進めよという御指摘をいただきました。普及の実態は必ずしもはかばかしいものではないと思えますが、技術開発の面では、なおガソリン車と同等というところまではいきませんけれども、一定の範囲の利用では十分耐え得るところまで開発が進んできておまして、さらに今後その性能の改善に向けて努力を重ねるつもりでございます。またあわせて、できるところから低公害車の導入を図っていくことも大切でございまして、公害健康被害補償予防協会の基金を活用して、そのための低公害車助成、普及といった啓発活動をしているところでございます。

それから、先生お触れになりました燃料供給体制の問題でございますが、これは低公害車の中でもメタノール車の普及を図る上での問題でございます。私も、メタノール自動車普及促進懇談会というものを設けてまして、その燃料面も含めてこれから先大量普及に向けた方針についての検討を進めてまいりたいと考えております。

○田辺(広)委員 ありがとうございます。

次に、時間がございますので、航空機騒音についてお尋ねをいたしたいと思います。今御説明、苦情の中でありましたように、やはり何とないまでも騒音というのが二十何%を占めて住民に対する公害被害の最たるものだというところでございますが、私は実は名古屋空港のすぐそばに住んでおりますので、ずっと以前から防衛施設局の方で学校、病院等の防音工事等をやっておっていただいたのですが、その後運輸省にかかりまして、一番画期的なことは、各民間の住宅も防音工

それからもう一つは、もつと細かいのですが、

んだきたいと思います。

ないような状況ではないと考えております。

つの課題であると考えております。

ますから、その程度にいたしておきます。

ことを考えております。

いろいろ御心配をいたしておりますが、せつか

ります。

○安橋政府委員　お答えいたします。

おえているところでございます。

わけでございます。

導入する必要があるということで、先ほど触れま

わけでございます。

にと思っていますところでございます。

ておりますので、それはもう時間がございません

から強く強く要望をさせていただきま

それから、あと二点でございますが、地球環境問題について、皆さん方もよく御承知でございますが、地方自治体は余りこれについてどういうように対処しているかということが今のところわかりません。ですから、環境庁の方からそれぞれの自治体に対して、この地球を守るという問題についてはおまえらはどういうことをしたらどうだというふうな一つの指針を出していただきたいということが一つ、それからもう一つは、そういうように協力をしていこうと思います、フロンガスや酸性雨等の測定器が要るわけでございますね。その測定器を買うのに補助金が欲しいということなんです。

こういうようなことを申し上げて、大変勝手な時間を長時間いただきました本当に申しわけなかったのですが、ますます地球の問題、また国内の公害の問題につきまして一言返事もええという話です。今の下水の話です。

○北川国務大臣 委員の強い御要請があり、またいろいろの角度から下水道整備をやらなにかぬじやないか、重点的に取り組んでまいりたい、このように思っております。

○戸塚委員長 午後零時三十分から再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩

午後零時三十一分開議

○戸塚委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岩垂壽喜男君。

○岩垂委員 沖縄県の新石垣空港計画についてお尋ねをしたいと思います。

帰後の沖縄、そして石垣島の現状というのをこの目で見まして、あの豊かであった自然や緑が損なわれたり、特にサンゴ礁がまさに死屍累々という言葉を値するような惨状たる状況を目の前にして、及ばずながら沖縄の返還運動にかかわった一人の人間として心を痛めないわけにはいきませんでした。以来私は、白保のサンゴを守りたい、石垣島のサンゴを守りたいという気持ちで十年來当委員会での問題に取り組んでまいりました。その意味では環境庁を初め関係各官庁にいろいろなことを申し上げてお手数をおかけしたり御迷惑をおかけしたと思います。ただ、今申し上げましたように沖縄に残されている本場にわずかなサンゴ礁は、決して観賞用にあるだけではなくて、私たちが先祖代々から譲り受けたものであると同時に、自然保護の全国的なキヤッチフレーズである自然は子孫から預かったもの、したがってそれを無傷で返すことが私たちの責任だということなどを含めてこの運動に取り組んできたつもりです。

率直に申し上げて、白保地区が計画から除外されたというのを聞いて、私なりにほっといたしました。それぞれの皆さんの御努力があったことは私も否定するものではございません。そのときに私が一番先に環境庁の関係者に聞いたのは、新しい候補地というのはサンゴ礁は大丈夫かということでした。その後の経過は長官御存じのとおりです。

このサンゴ礁の保存という問題について新しい運動が国際的にも盛り上がりつつあることは御存じのとおりです。WWF、世界自然保護基金、私どもの覚えておられるのは世界野生生物基金といった時代がございましたけれども、あるいはさまざまな国際的な専門家や学者などからいろいろな意見があなたにも総理大臣にも寄せられていることは御理解のとおりです。その中で非常に印象深いのは、ケンブリッジ大学のJ・デービス名誉教授という人が、世界的に見ても少ない遺産を犠牲にせず保護することによって、開発ばかりするという日本に対する評価を取り除くようにしてほしい、つまりサンゴを守ることによって世界にそのことを示してほしいという言葉。あるいはフランスのクロード・ベルナル大学のR・グランサム教授、この方も私は直接知っているわけではないのですが有名な学者だそうでございます。その方が、地球の温暖化の元凶と言われる炭酸ガスを吸収するサンゴ礁の重要性ということを指摘して、白保のサンゴ礁は日本が自然から授けられたプレゼントだというふうに言っています。いろいろな手紙が届いていまして、例えば外国の学者が、詳しいデータをもとに独自にアセスメントをやってみようとか現地を視察してみたいとか、いろいろな意見が寄せられていることは長官御存じのとおりです。

つまり私の言いたいのは、白保そしてその隣接に新しく設けられようとしているサンゴ礁を破壊する飛行場計画は、世界の自然保護団体から注目されている。そのことに對する日本政府や日本に對する、日本のあり方自身ということとの関連において問われている、長官は恐らくこういうふうにお認識いただいていると思うのですが、そういう認識でこの問題に對応なさろうとしていらっしゃるかどうか、一言で結構です、御答弁を煩わしいと思います。

○北川国務大臣 ただいま岩垂委員から非常に情のある、長年の人生経験の中からおっしゃっていただいて、特に白保のサンゴ礁の安全ということとで内外からいろいろの要請もある、その要請にもおこたえしなければならぬ貴重なサンゴ礁を初めとするこれにつきましては、その保全に對して環境庁は配慮していかねばいけません、こういう思いをいたしております。

○岩垂委員 後ほどまた環境庁にはお尋ねすることにして、実は、新しい候補地の選定、そしてその選定される土地の地主たちの間にその後大変不明朗な事柄が明らかになってまいりました。私は候補地が変わったということを楽しんだ一人なんですが、実はその変わったところのいきさつの中に不明朗なさまざまな動きがあったということを指摘せざるを得ない。

それはこつちへ置いておいて、国土庁にお越しをいただいておりますので、この新しい候補地にかかわる土地の取引について御調査をいただいた結果について、御報告をいただきたいと思ひます。

○大日向説明員 お答えいたします。

御指摘の件につきましてはまだ最終的な報告は受けていないわけですが、中間報告によりまして、無届け取引が行われたということが私どももいたしましたも確認されておるわけでございます。

国土庁といたしましては本件を極めて重要な案件として重視しております、きちんと調査するよう沖縄を指導してるところでございます。現在、さらに具体的な処分内容につきまして県において検討をしているところでございます。

○岩垂委員 沖縄県にその調査ということを言ったのはいつですか。

○大日向説明員 昨年の十二月二十六日でございます。

○岩垂委員 どうしてそんなに時間がかかるのですか。そして、恐縮ですが、この間に土地の移動があります。その移動の経過について明らかにしていただきたいと思ひます。

○大日向説明員 重要案件でもございますので、沖縄県といたしましても現地の調査に慎重を期した結果がこういうことではなからうかと存じます。その現地の権利移動について概要を申し上げますと、六十二年の二月二十六日に沖縄日報という株式会社から、現地の空港面積約百十ヘクタールのうちの四十ヘクタールでございますが、その部分の土地が国内リゾート開発という株式会社に権利が移転しておるわけでございます。

○岩垂委員 平米幾らですか。

○大日向説明員 平米につきましては、これは私ども公務員法の守秘義務がございまして私の方からそのようなことは申し上げるわけにはいきませんが、どうも当事者の方からそのようなことが何か付近から漏れたようでございます、新聞によ

りますと四百円程度で行われたように聞いております。

○岩垂委員 その後の動きを含めてずっと流れを追ってお話してください。

○大日向説明員 その後、平成元年の二月二十八日にたまたま申し上げました国内リゾート開発株式会社からセンターアートギャラリー、これはどうも銀座の画廊屋さんのようでございますが、そちらの方に譲渡担保という格好で権利移転が行われたようでございます。

○岩垂委員 これは数字はわかるのでしょうか。

○大日向説明員 これにつきましても私も申し上げることはできませんが、ただ、報道されたところによりますと五千六百円程度の価格になっているようでございます。

○岩垂委員 その後、

○大日向説明員 その後、平成元年六月十六日にセンターアートギャラリー、今申し上げました企業でございますが、それから光建設という建設会社に権利移転が行われております。

○岩垂委員 価格は

○大日向説明員 価格については、要するに、届け出があったものの途中で当方が禁止している期間内に所有権の移転が行われたというようなことでございますが、その価格については、先ほど言いますように私の方から申し上げることはできません。

○岩垂委員 国土法の規定によれば届け出の義務があるわけでございますけれども、この届け出義務に対する違反といえましょうか、無届けというの。今お話をいただいただけでも、平成元年の二月二十八日の国内リゾート開発からセンターアートギャラリーが無届け、そしてもう一つ、今の平成元年の六月十六日のセンターアートギャラリーから光建設と言われるものも届け出はないということですね。そのように理解していいですか。

○大日向説明員 先生の御指摘のとおりでございます。

○岩垂委員 実はずっとさかのぼってあるのですが、今御指摘をいただいたことですからその御指摘に基づいて申し上げたいと思いますが、新聞や何かの報道によればとおっしゃるわけですが、おむねあなたの方ではそういう金額での取引が行われているという判断は持っておられますか。

○大日向説明員 先ほど御答弁いたしましたように最終的な報告は受けておりませんが、中間的に沖縄から聞いたところによりますと、おむねそのような事実があるというふう聞いております。

○岩垂委員 昭和六十二年二月二十六日沖縄日報から国内リゾート開発というところに移ったのが平米当たり三百九十四円、平成元年の二月二十八日国内リゾート開発からセンターアートギャラリーに移ったのが平米五千六百円、そして、センターアートギャラリーから光建設というふうな移動が平米当たり七千円、こういう数字で間違いないと私は思っております。そして同時に、それは大方の証明といえましょうか判断も得られるわけであります。

さて問題は、実はこの間に、二月二十七日、つまり二十八日の国内リゾート開発からセンターアートギャラリーに移る前日ですが、総和設計に契約が行われて移動しているというのはどういうにかんでおられますか。

○大日向説明員 そのような届け出があったか否かについては、これは私もとしては沖縄県に照会してつかむことは可能でございますし、またそのような報道が一部に行われておりますので、そのようなことから私も既に知っておったわけでございます。

○岩垂委員 そのことまでいろいろ申し上げますまい。さっき申し上げたセンターアートギャラリーというのと光建設というのの経営者、つまり社長は、実は同じ人物であることは証明いただけますか。

○大日向説明員 私どもが調査したところによりますと、両社の代表取締役社長でございます。

○岩垂委員 今国土庁から御報告をいただいて、無届けというのは国土法違反ですから、私はしかるべき措置をきちんととっていただきたい。沖縄県というのはいわば機関委任事務としてそれをやっているわけですから、国土庁が告発をするなりなんなりきちんとした措置をとらなければ、国土庁というのは土地の高騰を抑えることを目的としておりますから、こんなものをほったらかしておくと、とてもじゃないけれども国土庁何しているという責めを免れないと私は思いますので、県に対する指導をきちんとやるというふうな御確約をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○大日向説明員 先生の御指摘もございましたし、私も国土庁といたしまして今後国土利用計画法に照らしまして厳正に対処するよう沖縄県を指導してまいる所存でございます。

○岩垂委員 私、そういうことを言いたくないのですけれども、さっき言った光建設、センターアートギャラリーというのは決して大企業じゃないのです。資本金二千円程度の企業なんです。が、こういう大きな何十億という土地の転がしをしているのはどういうわけかなというふうな不思議に思わざるを得ません。ただ、これは御存じだと思ふのですけれども、同時に東北で贈賄事件を起こしまして、営業部長が逮捕され有罪判決を受けていることも申し添えておきたいと思ひます。

そこで私がお尋ねしておきたいのは、実は周辺の土地というのは去年の段階でも大体平米六百円なんです。五百何十円から六百円、高くても七百円前後。それが、片方は六百円、片方は七千円、こういう開きが実は現実にあるのです。これも国土庁、認めておられますか。

○大日向説明員 石垣島のようなああいうやうな開の地域におきまして空港建設のようなプロジェクト構想が持ち上がりまして、今まで比較的低位であった地価が急騰するということとはよくあることでございます。御指摘のとおり去年ぐら

いは恐らくそんな程度の価格ではなかったかと思ひますが、実際にこの案件を審査した時点におきまして、これは県も不動産鑑定士に第三者鑑定というふうな形で依頼してはじいた価格がこのようになつたというところでございまして、これも一定の手續に基づいた価格である、そのように思っております。

○岩垂委員 私はそういうことを言いたくないのですけれども、国土法というのは二十四条で取引価格が法外に高い場合は勧告することができるといふ項目があつて、それに基づいて御存じのようにならざるを得ないのです。こういう意味では国土庁が、これからの課題だと思ひますが、そういうみずからの行政の実績を振り返つていただいて、県に対して告発を含みきちんとした措置をとっていただくように期待をいたしておりますが、御答弁を煩わしいと思ひます。

○大日向説明員 先ほどから御答弁しているとおりでございます。現在、県におきましては具体的な処分内容について検討しておりますのでございします。私どももいたしましては、先生御指摘のとおり告発を含めまして法に照らしました厳正な対処をとるように、今後とも沖縄県を指導してまいらるつもりでございます。

○岩垂委員 実は新しい候補地が選定されたというときに、正直言つて白保が守られたという実感を含めて私はいささかというところを申し上げました。ところが、今のようないささかというところを申し上げました。白保を断念した、そして新しい候補地が選ばれた。本来ならもう三カ所いろいろなところを考へていたので、それが何となくそのところでは検討されないので、一・五キロぐら離れたところのところに新しい空港の予定地が設定された。これは環境庁も責任あるのですよ、北川

さんの責任だとは言わぬけれども、それが、サンゴ礁は大したことではないよ、そして白保の方にも影響ないよという形でイージーに決められているわけです。

何でそんなにあの地域に固執するのだろうかというふうな振り返ってみると、実はそこにカラ岳という山があるのです。その山を崩して白保を埋め立てるという約束事が前の一番最初の地主であった日誠総業というところと沖繩県との間にあります。この文書は実は表に出ていませんでした。県は別に秘密にしたわけじゃないと言っているのだけれども、現実には表に出てない確約書であることは事実なんです。その山を崩す、山を崩した土地の代金、それはもちろん支払うのですが、そのほかに、「上水道については、新石垣空港から貴社、貴社というのは日誠総業のことです」「別荘計画地間の給水」崩した土地やらもとの土地を別荘にしようというのです。その間の「給水区域の変更手続きのうえ、工事施行を市が責任をもつて行い、その事業費については、総額の五〇％は貴社負担」、つまり日誠総業、地主負担、「残りの五〇％は県と市で負担する」二番目、「貴社の土地利用計画の変更については、」地目の変更その他でしよう、「県と市が誠意をもつてその実現に努力する。なお、土地利用計画の変更に伴う資金の長期低利融資が受けられるよう県と市は、充分に研究し希望に添えるよう努力する。」ここまで約束を申し上げているわけです。この約束自身も、私自身は一体ここまで地方自治体がコミットしているのかというふうに思っています。

自治省、こういう約束は議会の了解を得ないでもできますか。

○松本説明員 地方公共団体の議会の議決に付すべき事項につきましては、地方自治法に定められております事項、それから他の法令で議決すべき事項として定められております事項、それから当該団体が条例で指定いたしました事項というように制限列挙主義をとっております。ただいま先生

御指摘になられましたような内容の地方公共団体のそれぞれの事項がどれだけ具体化された時点で必要なものについては議会の議決に付すべきことになるか、そういう判断ではないかと思えます。

○岩垂委員 具体化される前の状態ですから、それはそういう答えになるかもしれませんが、その後、今度は国内リゾート株式会社というところ、つまり買ったところですね、それが県に対して問い合わせをいたしております。一言で言いますと、この土地は飛行場の予定区域内ですね、最終決定したのですね、二番目、この土地は所有地を買収するのはいつごろですか、三番目、買収単位は幾らぐらいになりますかという質問をしているのです。それに対してこれまた御丁寧に、予定地内です、できるだけ早くやりますよ、値段は、確かに金額はございません、要するに公共事業損失補償基準というのがあるので、そこを考慮して用地買収の判断をいたします、こう書いている。私は、地方自治体たるものが、これから仕事をやるという特定の業者にまさに至れり尽くせり、上水道を引いてやりましょう、別荘を建てる、ときに用地地目変更してあげましょう、上水道の銭も半分は持ってあげましょう、そしてその後転々と移転して、そしてそういう形のものに対してそういう問い合わせで、文書で、これは土木部長の公印が押してあります、そういう文書で出すということが一体どういうことか。これは土地に対して付加価値を自治体で保証しているようなものなんです。これは癒着と言われても仕方がないと思っております。ちよつと度が過ぎている。

そういう意味で、私は自治省にお越しをいただいたのは、余りそういうことを言いたくなかったけれども、この文書だつてマル秘という判が押してある。だから一般の目には見えない。いわんや議会にも明らかにされていない。県当局によればマル秘にした覚えはないというふうなことを言っています。しかし、つまりカラ岳の土を取るという約束をして、特定の企業にそういうことを約束している。その企業が転売をした。新しい用

地に移ろうとして、そこに当たるわけです、新しい用地は。だからどうしてもそのところを固執したんだというふうな私なりに残念ながら憶測せざるを得ない。こういう点はどう考えたつてよそへ移ったのではだめなんでしょう、その約束事のもとで、しかもそこでぬれ手にアワというふうな利益を上げる、そういうことになってしまっている。根拠が最初五億、それがいつの間にか十億になり十五億になり、そして何と一挙に五十億になり七十億です。しかも三年の間ですよ。こういうことを私は、公共事業をやっていく場合によほど考えておかねばならないことになってしまふなという感じがする。

それでこの際大変恐縮ですが、行政監察局にお越しをいただいておりますので行政監察局にお尋ねしておきますが、実は私も環境委員をずっとやってきましたし、白保に取り組んできたのですが、たしか四月の二十六日ぐらいに場所の変更があった。その前の二、三日から、もう環境庁は白保はだめだというふうな言っているといううわさ話を聞いたことがあります。これはうわさ話にとどめておきます。つまり、二月ごろからその動きがあつて四月でそれが実現したのです。そのときに光建設というのがちゃんと手を打っているのです。だから値上りをするのを知って、だれかじゃなくて光建設が知って押さえたという判断しかない。しかも同じ社長が違う会社へ転がしているわけです。こういうことであつてはならぬと私は思う。目の前で土地転がしが行われて値段がつり上げられて、そのつり上げられた土地を国民の血税で買い上げる。そして飛行場をつくる。こんなことが許されてはいけなないと思えます。私は、行政監察局がこれらの公共事業に関連をして、白保、石垣を含めて監察を、全体として配慮しながら、今私の指摘したことを念頭に置いて今後とも関心を持っていただきたい。御答弁をいただきます。

○菊池説明員 お答え申し上げます。今までずっと先生の御質疑を拝聴いたしております。また。私も知り得なかったような話が随分あるわけでございます。非常に参考になったところでございます。ただ、先生十分御承知のとおり、私どもの行政監察というのは、個別事案についての可否を判断させるというふうな趣旨になっているわけではございませんで、中長期的な観点で大きな行政課題の問題点を解明して、円滑良好な行政運営の改善に資する、こういう趣旨でやっております。

白保の問題について私どもが詳しく把握しているわけじゃないかもしれませんが、いずれにいたしましても、土地対策の問題あるいは公共投資の問題、こういう問題は現下の経済社会情勢を考えたとしても、内閣としても大変重要な行政課題というふうな理解しておりますので、いずれかの時期においてこういう土地対策についての行政監察というふうなことはやってまいりたいと考えております。その際は、ただいま事例として先生が御指摘になったようなことを十分頭頭に置きつつ計画を立ててまいりたい、こういうふうな考えております。

○岩垂委員 行政監察局と会計検査院のお二人とも、お忙しいところ大変申しわけございません。今私は一つの例を申し上げました。白保あるいは隣接の新予定地を含めて何としても空港建設を食いとめるための努力をしなければならぬと私は思います。とにかく公共事業というものが進められる場合に、関連の土地が土地転がしが値上がりになる。事業費の七割とか八割が土地代になってしまふ。こんなべらぼうなことをいつまでも許しておくわけにはいかぬと私は思うのです。その意味で、まさに頂門の一針として、これらの問題についてきちんとした会計検査院の役割を期待したいと思うのですが、運輸省担当の上席調査官の楢垣さん、これについて関心を持っていただくといいことについてぜひ御答弁を煩わしいと思えます。

○楢垣会計検査院説明員 お答えいたします。私も従来から、空港建設等のための公共用地

の取得につきましては、取得価格等が適正かどうか十分検査してまいったところでございますが、新石垣空港の建設用地につきましても、補助金が交付され補助事業が実施されるということになりますれば、その時点で用地取得費等が適正かどうか十分検査してまいりたいと思存します。

○岩垂委員 会計検査院、行政監察局、結構です。お忙しいところ済みませんでした。ぜひしっかり注目をしていただきたいと思存します。

大蔵省、お見えですか。――計画があつて予算がついた。しかしその計画は変更になった。予算は宙に浮いてしまいますね。これまで予算化されたお金は当然国庫に返却されるべきだと思つたわけですが、この点と補助金等適正化に関する法律との関係をぜひ御答弁を願わしいと思存します。

○林説明員 新石垣空港の建設につきましては、事業主体である沖縄県が新空港建設予定地を白保海上と定めまして事業執行に向けて努力をしておりますが、サンゴ礁の御指摘の問題もございまして、一部の予算を執行しただけで着工に至りませんで、昭和五十九年度以降同空港建設に係る予算は執行されてございません。

先生の御質問は、白保海上地区を前提とした新空港建設に対して交付、執行された補助金の取り扱いはどうなるのかという御趣旨と考えますが、本件につきましては、沖縄県による新石垣空港についての検討等を踏まえて、関係省庁とも相談して、適切に対処いたします。

○岩垂委員 予算というのは計画にくつつくのです。白保は断念なんです。新しい用地はこれから始めようということになっている。まだ決まっています。運輸省に申請も出ていませんよ。こっちはおしまいになったのです。こっちについて予算は、使わなかった分は、国庫に返すのは当然ですね。新しいものはまだ申請が運輸省に出ていないのですから、幾ら大蔵省がおおやでも、計画が出ていないものに予算がつくはずないじゃないですか。そこを大蔵省に答えていただきたい。

○林説明員 私ども現石垣空港の利用状況それから今後の航空需要を勘案いたしますと、当地域において本格的にジェット機が就航できる新空港を建設することが緊急の課題だと考えております。いろいろ経緯がございましたが、沖縄県におきまして昨年四月、カラ岳の東側の海岸地区におきまして地元理解を得ながら事業実施に向けて準備を進めているというように聞いております。今後手続が順調に進みますれば平成二年度において事業に着手することが可能と考えられますので、新空港建設の必要性にかんがみまして今回所要の予算額を計上したところでございます。

○岩垂委員 あなた、何を言っているの。飛行場というのは、計画があつて、それに予算がついたのではありません。漁業補償とか用地買収とか、それは白保空港に出されたのですよ。その計画はだめになったのですよ。まだ使っていない予算もあるよ。それはお返しいただく以外にないんじゃないかと云っているんです。

新しい計画に予算がついていくというのは、計画があつて、申請があつて箇所づけがあるのではありません。こつちで使わなかったものをあつちへいきなり流用してもいいと言つたのですか。そんな例がありますか。お答えいただきたい。そんなインチキな金の使い方をするのは……。大蔵省、もう一度答弁。

○林説明員 先ほど申し上げましたように、新石垣空港の建設につきましては五十九年度以降予算と計上しているわけですが、五十九年度以降は、これは執行されてございません。ただ、昨年四月以降に新しい地区に沖縄県が準備を進めるということでございますので、その手続が順調にいけば平成二年度でも事業に着手することが可能だといふように考えて予算措置をしたということでございます。

○岩垂委員 では、沖縄が計画を立てて、やりたいと言え、まだ許可を得ていなくても予算がつくわけですね。御立派な話だね、これは。大蔵省の主計官たる者がそういう答弁をするとはよもや思わなかった。あなたも寛大な方だ。今までの話はだめだったから、それは使っていない。それは返すでしよう。返さざるを得ない。確かに距離はそれほど離れていないよ。いなければ別々の計画ですよ、これは。別の漁業補償も用地買収もかかるのですよ、これとは別に。こっちはもう漁業補償も、一部分土地も買ったのです。それはそれとしてこつちの方で計画を進めるそうだから、何とかうまくいくそうだから、そう考えて三億六千万つけたというのですか。もう一遍答弁してください。――運輸省、関係ない。大蔵省だ。大蔵省の予算の組み方を私は言っているんです。

○林説明員 空港建設に係る予算措置につきましては従来より航空法上の手続の前に行うことになつておりました、今回の新石垣空港につきましても従来からの慣例と申しますか、従来から、航空法上の手続に先立ちまして新空港につきましても予算措置をしているというところでございます。

○岩垂委員 それはどういう理由ですか。

○林説明員 私どもとしては従来から予算措置としてそういうことでやってきておりますが……

○岩垂委員 ちょっと待ってください。やっていると聞いているんです。

○林説明員 私どもは、先ほど申し上げましたように、現在の石垣空港の事情等を考えまして新石垣空港が必要であるという判断から、このような措置をしているものでございます。

○戸塚委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○岩垂委員 速記を起こして。

○岩垂委員 わかりやすく言いますよ。あなたが新石垣空港が必要だと判断したということまではいいですよ。だけれども、白保はだめになつてしまつたわけでしょう。だめになつたのですよ。いいですか。それで新しいところをつくるというのです。ところが、これにはまだ申請も出ていないし、きちんとした運輸省の対応もないわけでしょう。

う。何とかしてやろうじゃないかというその気持ちをそんたくして予算をつけるのですか。もしつけるとすればその理由を、どういう法律に基づいてなさったかを明らかにしておいてほしい。それを私もこれからの参考にさせてもらおう。大蔵省というところはそういうところかというふうに、大変参考にさせていただきたいと思存します。

○林説明員 先ほど御説明申し上げましたように、沖縄県において地元理解を得ながら新しい地区で事業実施に向けて準備を進めていくということでございますので、私どもとしては予算措置をさせていただいてるところでございます。

それからそのあと、この件につきましては航空法の関係もございしますので、運輸省の方からお答えいただくのが適当かと思存します。

○岩垂委員 航空法では三十九条の規定によつて飛行場の建設について申請を行う場合には幾つかの項目があつて、第五号に「飛行場にあつては、申請者がこれは沖縄県ですよ、その敷地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること」が要件でありまして、申請の審査を行うというふうになつております。また「飛行場にあつては、申請者が、その敷地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること」という条件を満たしていないのです。そこへ御丁寧に先年度も予算をつけ、三億六千万円をおつけになつていらつしやる。余りにもイージーではないかと私は申し上げたいのです。こういう前例はありますか。こういう場所がだめになつて新しい場所に移つたときに、こへつくるそうだから、要件は満たしていないけれども予算はつけました、そういうことがありませんか。林さん、どうぞ。――これは予算の使い方、組み方の問題です。大蔵省の問題です。運輸省の問題じゃない。

○林説明員 ただいま先生の御指摘されたような事例はございません。ただ、先ほど申し上げましたように、新規の空港をつくり出すときには航空

法上の手続とは別に先に予算措置をするというのが前例になってございます。

○岩垂委員 計画がきちんとして申請が行われるとか、それがなければ予算がつかないし、もちろん箇所づけというのは何のためにあるのか。そうでしょう。だから、ことしの三億六千万円という予算のつけ方はおかしいです。余りにもイージーなんです。今までつけてきたから今回もつけましようというやり方なんです。こういう予算のつけ方をしていたら、申しわけないけれども幾ら銭があっても足らぬよ。主計官というのはもうちょっと厳しきと思った。やはりそういうことはきちんとしなければいけません。前例がないということはあなたが認めになった。そして願わくば、今まで使わなかった部分、そしてことし予算に組んだ部分、これについて、使わないのですからお返しをいただきたい、そして新しい計画は新しい計画で予算化をしていく、これが筋ですよ。それが、あなたのところで運用されている補助金等の適正化に関する法律の趣旨を生かす道なんです。私は主計官より頭が悪いからよくわからないけれども、しかし頭がいいといったらどうでしょう。ごまかしをしてはいかぬですよ、悪いけど。だからこのところは、きょうここでこれ以上あなたを詰めたとは思わない。しかし、非常に問題がある。非常にイージーだ。こんなことをやっておつたら予算の組み方というのはどういうことになるかということが心配だということを強調しておきたいと思ひます。主計官、忙しいところありますがどうございました。いいですね。一言答弁を私の言っている意味をちゃんと理解して対応するね。

○林説明員 私どもとしては財政当局としての立場から慎重に対応してまいります。

○岩垂委員 私はいじめっ子みたいなことは嫌なので、ぜひその点はきちんとしておいていただきたいと思ひます。

かなり問題点が明らかになってきたように思ひます。環境庁にはつばつお尋ねしたいと思うので

すが、実は、現地では新しい予定地は環境庁がオーケーを出しているから大丈夫だ、だから前へ前へという意見があるのです。環境庁は何も調べないで沖縄県が持つてくる計画ならすべてよろしいというふうにおっしゃったことはないと思ひますが、長官、どうぞ御答弁をいただきたいと思ひます。

○山内政府委員 経緯ということで私から答弁させていただきますが、新しい予定地の場所について環境庁がいかなる意味でもことを言ったことはございません。私どもとしては、県の方から出してこられた新しい案について、それまで実施してありました御案内のサンゴ礁の現況調査に照らして評価を申し上げたこととはござい

ます。○岩垂委員 私はWFFJの調査に対する環境庁の意見を聞きたいと思ひますが、ここでやりとりをしたいとは思ひません。ただ少なくとも環境庁は、白保のアオサンゴということだけ、サンゴ礁全体を残すために変更をしたわけだから、それとつながっているのです。私もよくわからなかった。しかし、専門家の調査によればつながっている。そのつながっているところは壊れてもいいという理屈にはならぬと思ひます。そういう点で、十分にはきょうここであなたから御答弁を煩わさないけれども、長官、やはり一つは、私は土地転がしのことを理由にしたくなかつたけれども、調べてみればみるほどそうなっている。そして、こんなことを県民がみんな見ていたら、わかつたら、何でそんなことをしてまで飛行場をつくらなければいけないんだという議論になる。同時に、国民がそれを聞いたら、そんな利権絡みの、例え話が大量悪いけれども、国土法違反をやつたのですから悪いことをした、その悪いことをした人に、おい、金をよこすからそれをよこせよと言ひ理屈と同じですよ。これは行政のけじめとしてやるべきではありません。いわんや、沖縄県は国土庁から機関委任事務で委託を受けて、土地の値段を抑えなければならぬ監視地域の指定までやっている。そのと

ころを無視して、違反してつり上げた土地を、その取り締まらなければならぬ役所が買つていたんじや、どういふ締めくくりになりますか。これだけは許したくないように願ひたい。

まず、政治家としてのいいことか悪いことかの判断が一つ。いいですね。二つ目は、もう一遍きちんとして生懸念を含めて国際的な世論にこたえることができるような調査をやつていただきたい。これはアセスをやつていただきたいというふう

に言ひたいけれども、あなたの方にもいろいろな意見があるようだから。しかし、少なくとも環境庁が責任を持つてこの問題にこたえられるような対応をしていただくことを求めたいと思ひますが、いかがですか。

○北川国務大臣 ただいま委員から初めて聞くいろいろの問題を聞かしていただき、石垣島の新空港に対する、環境庁としては局長が答えたように、一応サンゴ礁についての視察はいたしたように答弁をしておると思ひますが、今御指摘のような点を踏まえながら、今初めて聞いた問題ですから、よくよく調査をし、そしてみずから考えてみたい、こういう思ひでござい

ます。○岩垂委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○戸塚委員長 竹内猛君。

○竹内(猛)委員 私は先ほどの長官の方針に関連して質問をいたしますが、先ほどの御説明になつた方針は大変立派で、全面的に賛成でござい

ます。それからまた、先般アメリカに行かれたことについての報告も、先ほどの御質問にお答えをいた

いただきましたから、これは御苦労でありましたというところであれしいと思ひます。同時に、先ほどゴルフの振興会の役員をおやめになつた、これも時節柄賢明だと思ひますけれども、ただ、一言、何で、一体どういふ理由でゴルフ振興会の七人の発起人でありながらやめられたかということについての御心境だけは承りたい。

○北川国務大臣 竹内委員の、なぜゴルフの発起人でありながらその委員をやめたかということではござい

ますが、私は、環境庁長官になりましたいろいろな問題が出てまいり、特にまたそれがゴルフ場問題である以上は、みずからその身をきちつと身辺をはつきりとして、言ふなればアンパイアといひますか審判をする者は身をはつきりと出処進退をしておきたい、こんな思ひを持って即日やめた次第でござい

ます。○竹内(猛)委員 これは後でゴルフの問題に関連をして質問をいたしますが、まず最初に、長官の先ほどの所信表明に関連をして、今環境問題というのは国際的にも国内的にも大変大きな問題として毎日のように新聞でもテレビでも取り上げられている、そういうときに、環境庁自体の予算が余りにも少な過ぎやしないか。四百九十六億八千四百二十二万円、昨年と十二億七千八百三十万円の増加である。それは環境庁が所管をするという環境に関する一般予算が一兆三千四百億という形でありますけれども、六十六兆という国の予算の中

からしてみたら、これはどう見ても環境に対する軽視である。政府としての問題だ。まず、環境問題というものがこれほどに国際的に国内的に騒がれて、問題になって大事にされているときに、予算の額というものは全くそれとは見合っていないというふうには思ひます。いかがですか。

○北川国務大臣 委員が今御指摘くださいました環境庁の予算が少な過ぎやないか、この点につきましては、率直に言ひまして、私も初めて予算を見たときには、大変これは他のいろいろな面から見ると少ないという思ひがいたしました。しかし、もう一度またいろいろと見ますと、一兆に余るところの予算の中に環境関係がみんな含まれておる、こういうことを考えますときには、環境の保全ということ、また環境の研究、いろいろの開発、いろいろなものを含みますときには、私は、その調整機能を十分に發揮していくためには関係各省庁と十分連絡をとり、政府一体となつて環境行政をやつていくならばお答えの線に沿つていくと思ひますけれども、なお諸外国の点を見てまいりまして、まだまだ環境庁としては、予算について

も、またなすべき仕事についても多々あることを考えさせられるものでございます。

○竹内(猛)委員 四月十日、塩崎総務庁長官が、閣議の後で生活環境省というものを提唱をされました。消費者のサイドからいろいろな問題を取り上げて、重要な課題にたえていきたいということとでありますから、それは結構なことですが、そういうことになると、ますます環境というもの、対象が拡大され、大きくなっていく。これだけのことを総務庁長官が正式に閣議の後に記者会見で提唱されるのですから、この問題について長官はいかがですか。

○北川国務大臣 委員が今、塩崎総務庁長官が生活環境省ということをやられたということから、環境省の格付という点についてのいろいろの問題がまた皆さんからも環境を思っていたらいろいろ御指摘を受けておるのでございますが、私は、生活環境をよくしていくということには国民の一人一人の合意と御理解を得て、また、これは国民のみならず企業も、あらゆるものの御理解の上に立つて環境をよくしていかなければ対応できない、こんな思いを持っておる次第でございます。なお、報道されておりましたが、その点はやはり、環境省という昇格そして充実ということは今後の行政機構の中でお考えを願っていくことだと私は思っております。

○竹内(猛)委員 私たちも、二十一世紀というのが人間と環境との調和、そしてゆとりのある生活環境をつくっていく、人間が大事にされる、自然が大事にされる、こういうことが望ましいと思っております。そういう意味からすれば、いろいろなところにかなり、むだだとは言わなければいけません。不必要な支出もしているわけだ。先ほどの空港のように求めないようなところにも予算をつけるという、大蔵省も大分気のいいことをやっていますけれども、そういうようなことがあるならば、もつともっと環境のために人間をふやし、金をふやし、そして本当に国民の立場からまじめに、真剣に環境保全のために取り組んでいくとい

うことが要求されますから、ぜひそれは頑張つて実現してもらいたい、こういうふうに思っています。もう一度長官の決意を求めます。

○北川国務大臣 ただいま委員が御指摘のとおりでございます。環境庁としましては、さきのホワイトハウス会議でいろいろの各国の意見を聞きながら、地球環境は一日もおろそかにできない、一日も早くこれに対する研究を形づけて実行していかなければいかぬ、こういう思いを痛感いたしました。

○竹内(猛)委員 そこで、今度は霞ヶ浦の水質汚濁の問題に関連をして、先般、十一日に本委員会が現地調査をいたしました。もちろんこの問題の詳細な点については法案が出ていますから、法案の審議のときに詳しく申し上げますが、態様として霞ヶ浦のようなところは日本には随分ありますね。琵琶湖もそうであるし、諏訪湖がそうであるし、印旛沼、手賀沼あるいは荒瀬湖等においても、今は干拓が中止されましたが、かなり汚染されている部分がある。そういうことを考えていくと、水質を浄化するということは非常に大事なことだ。ところで、霞ヶ浦は今まで茨城県あるいは地元の市町村会がやってきたし、それから住民運動が約二十年続いてきましたね。その住民運動の皆さんともこの間、初めて一緒に話を聞く機会を与えられましたが、そのときに、その皆さんの声も、もうこれは我々の運動の限界だ、やはり行政がしっかりとやらなければ困るというのが結論になっているように思います。

そこで、本年は霞ヶ浦にかかわる湖沼の水質保全計画の切りかえどきになっている。そういうことになっておると思う。それで、霞ヶ浦の汚濁というのは七つ八つの総合的な要素があり、そして複合的なものである。したがって、これを本当に浄化するためにはやはり総合計画でなければいけない。これはあつちがやる、こつちがやるというような形ではいつまでたつてもだめだ。最近は少しよくなったように言っていますけれども、これから暑くなって夏になってくるとまた前のよう

な形になることは明らかですから、そういうことになるといつでも同じようなことを繰り返している、これではだめなのであつて、総合的に、計画的に、そして、やや長期の期間をかけて具体的に手順を決めてそれぞれが一生懸命になつて取り組んでいかなければ展望が開けないだろうと思うのです。各地でも同じだと思います。

そこで、この平成二年に終わる、新しくつくられる水質保全計画、この問題が幾つかの形で計画をされていますが、これに対しては基本的にとのようにならなければならないのか、進められようとしているのか、この点をちょっとお聞きしたいと思つております。

○安橋政府委員 霞ヶ浦の水質の状況でございますが、一応関係者のこれまでの御努力によりまして、徐々にではありますが、改善の方向に向かつてはいるわけでございます。

今先生御指摘の湖沼水質保全計画の基準年度になりました昭和六十一年の西浦のCODは一〇ppmでございますが、六十三年では九・二というふうに、若干ではございますが、改善の方向に向かつております。この五カ年計画が終わります平成二年度の水質目標値は八・九でございますから、だんだん近づきつつあります。しかし、そもそもこの霞ヶ浦の環境基準というのは三でございますので、この環境基準から申しますと、理想との間にはまだ懸隔があるというのが実情でございます。

そういうことで第一期の計画は平成二年度で終わりますけれども、引き続き先生御指摘のように新しい水質保全計画を県の方で立てていただく、あるいはその中で、関係者のさまざまな努力も計画の中に盛り込んでいただくというようなことであります。私どももいたしましては政府が一体になつて、例えば下水道の整備でございますとか、しゅんせつ事業でございますとか、それから環境庁の方では各種の汚染源に対します規制の措置等を総合的に講ずることによりまして、少しでも環境基準に近づくように今後とも努力してま

いりたい、このように考えているところでございます。

○竹内(猛)委員 基本的には、総合的な複合汚染でありますから、やはり各省の縦割りではなくて連ねて、総合的に、そして長期的に物をとらえて、どこからどのような手順でやるかということ、を明らかにしない限りなかなか理解がしにくい面があるから、その切りかえのときであるだけにそのことについてはぜひそういうふうにしてもらいたいということだけはまず要望し、その次に行きます。

霞ヶ浦は一級河川で、建設省が管理をされています。それで、県がある意味においては委託をされた部分もある。そこで問題は、長い間問題になったのは、常陸側の水門の逆水門の問題です。土浦の市民の方からいえば、常陸側の逆水門をなかなかあけてくれない。確かにあの水門をつくったときには治水上の立場からこれはできた。ところが現在では治水上の立場からこれはできた。ところが、都市用水として農業用水になつております。鹿島の工業地帯に塩分の入った水を送るわけにはいかないので、また、あつち放しにするわけにはいかないので、今度は水田に塩分が入つたということになる。今度は水田に塩分が入つたといういろいろなことがあつて公害を起すということだからそれとできない。そこで、利根川導水だとか那珂川導水だとかいろいろ努力はしているのはよくわかりますが、そこで、一番問題になっているのは、逆水門の周辺に行く、これを上げると塩分が入つてきて水田がだめになる、しかし市民の立場からすれば、あれが開まつていることが問題だと言つて、ずっとやってきた。

この問題について、どつちが悪いとか悪いとかではなくて、よく話を聞いてみると、お互いに話が十分にできていない。そこでこの際、環境庁も入つて、建設省も入り、水資源公団も入り、県も入り、地元の市町村の代表それから農業の関係、それと市民が一方所で会つて話をする必要があります。そういう話をして、官民一体でこういう問題

の処理をしなければ、おまえらの言うことは聞いちゃおれぬということではだめなんだ。今まではどちらかというと市民団体を排除したような傾向がある。この間調査に行つて、初めて市民団体の人々が委員会に乗り込んできて、委員長に話をしたというところで大変喜んでいて。そういうように、官尊民卑で、おまえらの言うことはだめなんだということではこれは絶対解決がでないんだから、市民の声というものを大事にするために、田植えが終わったころ、六月から七月の間に潮来あたりでぜひ両方を会わせるようにしてもらいたい。このことについて、これは建設省にも関係あるし環境庁にも関係ある。両方から答えてもらいたい。

○定道説明員 お答え申し上げます。

霞ヶ浦につきましては、先生も御承知のとおり、私たち河川局といたしましては、治水事業の促進、洪水防衛をやっております。それからもう一つは、御承知のとおり水資源開発事業、多面的に霞ヶ浦を利用していくという立場から総合開発をやっております。それからもう一つは、先生のっしゃいましたとおり、環境につきましても私たちは全力で取り組んでいるところでございますけれども、今の常陸川水門につきましては、現在、平常時におきましては阿保知事、いわゆる茨城県知事と千葉県知事の要請を受けて操作を行っているところでございます。この判断は、両県の知事さんは総合的に物事を勘案する立場でいらっしゃるといふことから、私たちはその御意見を聞き申し上げて操作を行っているところでございます。

最近、常陸川水門が年間大体百日ぐらい、一日じゅうじやございませぬけれども十時間前後、百日ぐらい開いている状態になっております。自然的な現象は、雨の量とかそういうのは確かに変わつてきてはおりますけれども、根本的には水の収支は変わっておりません。そういうことから、水門につきまして、確かに一部そういう水質の汚濁のこともあるかも知れませんが、全面的にそ

うじゃなくて、汚濁負荷量の急激な増大とかそういうところもございまして、現在のところ、今阿保知事の御意見をお聞きしながら水門操作を進めてまいりたいというふうに考えております。

○安橋政府委員 既に御説明がございましたように、水門につきましては治水、利水あるいは塩害防止というふうないろいろな目的のために設けられているものでございまして、この開閉いかにいうのは非常に利害関係が錯綜するものでございしますから、私もいたしましては、この問題は基本的には地元で十分話し合われるべきものであるというふうに考えているわけでございます。水質汚濁の面から申しますと、環境庁といたしましては霞ヶ浦の水質の浄化ということにつきましては、先ほども御説明しましたように、湖沼水質保全計画等に基づきます各種の施策を総合的に、計画的に推進することによって達成してまいりたいというふうに考えているところでございします。

○竹内(猛)委員 建設省も環境庁も、そういうことと申しているからいつまでたっても本来の問題からそれてしまう。向こうへ行けば、市民の方から雑排水を出してくるのが悪いんだというし、市民の側からいえば、常陸川の水門がああいうことになつていくからだめだと言っている。そういう対立をそのままにしておいて、そうしてそれは県に任せよとか何とかいってたらこれは話にならないじゃないか。これは両方とも戦わねば、けんかさせるだけの話じゃないか。そういうことではだめなんだから、県が指導しようとかいふと、そういう両方の人たちに会つてもらつて話をし、そして、これは党派の問題じゃないですよ、環境の委員なりその選出の議員が全部出ていいから、お互いにそういう問題についてとつと真剣にしなれば、ここで一片の答弁で、それは時間が来ればやめてくれと言ふかもしれないが、三百六十五日あそこじやそういうことで対立しているんだよ。そんなこといつまでも、十年も二十年も続けるわけにはいかないんだ。だから言っている

んだ。だめだ、さっきの答弁全部だめだ。これは長官だ。

○北川国務大臣 ただいま竹内委員の大変厳しい御指摘を受けたんであります。この建設に当たつては建設省と地域の県または地域の市、その他住民の皆さんの話し合いの中で建設されたものでございまして、農業用に利用しあるいは工業用に利用し、あるいは今の霞ヶ浦の水質汚濁という点を解消するにはあけつ放しにした方がいいんじゃないか、こういう御指摘ばかりじゃなしに、両方で話し合うて何かいい解決方法はないのか、こういう御指摘もまた受けておると思うのでございますが、生活雑排水については、下水道というものも含めて抜本的な新しい対処を重点的にやらなくちゃならぬ。水門については水門の用途があると思つております。霞ヶ浦の汚濁については、汚濁についてやはり科学的にもいろんな取り組みが今度考えられなくちゃいかぬ、私はこういう思いをいたしております。

○竹内(猛)委員 県の方でも何でもいから、両方の代表と行政が入つて、そうしてそこで話し合をしていくというところで問題の焦点を明らかにしていかなければ、あれが悪いこれが悪いと言つていたんでは解決がつかない。どうせこれはまた法律があるから、また法律のときにでもやるけれども、そのままじゃ、さっきからの二人の答弁じゃだめですね。それはもう落第だ。そういうことじゃなくて、前向きにやらなくちゃだめなんだよ、これは。今は市民の声というのはいきなりですからね。きょうまでやる気のないことはよくわかつたから、今度はやる気のないままでないようにして、また、今度はやる気にさせるようにするから、いいですか。

が、あそこで砂利をとっている会社があるんですね。その砂利とりの方法についても、砂利だけとつてヘドロを落とすといふ。そして今度は砂利を新しくできた新港の横の方へ積んで、今度はそれをダンプで運ぶ。せっかく港はできたけれども使い物にならない。だから会計検査院から今度しかられて、補助金を返上しろなんということになつてゐる。一体、あそこで砂利をとらなければならぬのかということ、それから砂利とりの方法、それからヘドロの処理、これは建設省どうですか。

○定道説明員 今、霞ヶ浦の砂利につきましては、第九次の規制計画、平成二年から平成四年度に至ります砂利採取計画に基づきまして採取しております。これは湖に賦存しております砂利資源を有効に利用していくという立場でございまして、湖の中の沖合百五十メートルの先、いわゆる生態学的にもアシとか植生とかそういうものに関係ない、また漁業、これは魚の類がアシの中にすんでおりますから、そういうことも関係ない沖合で砂利採取事業を行わせております。先生の御指摘のとおり、今現在、年間約四十万前後とっております。

この土砂の採取をどのようにしておるかということとございしますけれども、まず採取しますときに周辺にオイルフェンスというんですか、泥が拡散いたさないように周りを囲んでしゅんせつさせておきまして、しゅんせつ時の汚泥の湖内への拡散をまず防ぐという手法をとつておるようでございます。それからヘドロが上がつた場合の排水の方法として、ポンプで吸い上げたやつを陸上に一たんプールをつくりまして入れて、その上澄みを流していくようにすることも考えて、これはまだ一部の地域ですけれども、実施しております。先生の御指摘のとおり、これにつきましては湖を汚していかないというのが基本的なスタンスでございします。その資源を有効に利用し、かつ湖を汚さないという姿勢で臨んでまいりたいと考え

ております。

それから、ヘドロの処理の方法で、しゅんせつでございしますが、四千万立方メートルという膨大な数字が一部で出ているのでございしますけれども、これもさることながら、現在、高崎地区それから土浦地区、湖の両端の一番奥のところでもございしますけれども、ここに生活排水あるいは川から出てくる汚泥等が底に沈積しております。これが当面の非常に重要なヘドロの量だ、これをいかに処理するかというのが私たちの今施策として考えているしゅんせつのやり方でございします。全量をとることも言えますけれども、限られた予算の中で適切に効果あるように持っていくためには、やはりその二点を今重点的に実施しております。

これにつきまして、今後処分地の問題がございまして、なかなか吸い上げたヘドロの処分地を適切に見つけ出すことも難しくなっております。これにつきましては、今現地で、ヘドロを固化するとかそれから肥料というような形でもっと使えないか、その辺を今現在勉強中でございします。これの解決なくしては、どんなにヘドロをしゅんせつしても捨てる場所がなければ湖がきれいになりません。その辺のことも今建設省としては全力を挙げて取り組んでいるところでございします。

○竹内(猛)委員 お答えがあったわけですが、でも、霞ヶ浦を浄化するにはいろいろな方法があつて別な問題もあるから、余りここでやっちゃおうと法案の審議のときに差し支えるから残しておきます。

運輸省に一つ尋ねますけれども、せっかく新港をつくって、七、八年かかって新港ができてそれが使えない。やはりこれも、つくるときに住民に約束をしたことが実施されない。砂利だけは運ぶ。だから砂利はたまる。この港というのは観光船、遊覧船あるいは釣り舟、さらにはあそびには有名な帆かけ舟などがありますけれども、そういうものは出入りができなくなっている、砂利の船だけがそこに入っている、そういうことだ

から十五億の金、国が四〇％、県が四五、地元が一五という形でその補助金は今問題になっている。運輸省はこれをどういうふうな処理をしようとしていますか。

○堀井説明員 お答えをいたします。

土浦港と申しますのは、先生から今御指摘がありましたように、観光の遊覧船でありますとか、あるいは遊漁船、漁船、あるいは砂、砂利の作業船、こういったものが混在をしておたわけございしますけれども、駅の非常に近くにありまして、西船だまりと申しまして、このところを埋め立てまして都市の再開発用地に提供したわけでございます。したがって、そこにおりました船なりあるいは今後増大するであろう船をどこに置くかということ、現在あります川口地区並びに今話題になっております新港地区、こういうところに船を入れよう、観光拠点としては川口地区を使う、それから新港地区につきましても漁船とかあるいは砂利等の運搬船の船着き場を使うというように機能分担をしたわけでございます。ただ、砂利の運搬につきまして、その陸上輸送につきましても周辺の住民の方から問題であるというふうな指摘が出ておるわけでございます。これまでもいろいろと経緯がございまして、土浦市が前面に立つて調整に当たっておたわけでありまして、けれども、実はこの土浦港と申しますのは港湾管理者は茨城県でございしますので、私も茨城県に對しまして、できるだけ早く有効に新港が使えるように周辺の皆様と茨城県が前面に立つて調整に当たるように申し上げたところでございします。また、先ほどお話がございましたけれども、先般会計検査院の方が現地に入られましてそのような指摘があったというふうなことも、私も伺っております。

○竹内(猛)委員 せっかく港ができてそれが使えない、砂利だけはちゃんとついている。どうして霞ヶ浦があらあして砂利をとらなければならぬのかという問題です。あつちこつちにはヘドロはたまる、道路はおかしくしてしまふ、住民から

はにらまれる。いいかげんに砂利とりをやめさせたらいいのじゃないですか。建設省はいかがです。

○定道説明員 霞ヶ浦に賦存しております貴重な資源、砂利、そういうことが起こらないようにできるだけ配慮して私たちはその資源を有効に利用してまいりたいという、これはまた私たちの方の方でございまして、それらのダンブ、今おっしゃいました陸上の方における問題も、また別の形で対応していくということもあるかというように考えております。

○竹内(猛)委員 菌切れが悪いから、その菌切れの悪いところをこの次のまた法案のときに残しておきますから。

ついでに、最後にゴルフ場の話をするけれども、その前にもう一つ。建設省の努力で六号のバイパスのそのところの交差点が高架になったけれども、依然として騒音が激しいという声が絶えないわけですね。これについては建設省、その防音装置というものを、私たちはおととも東京都内の騒音とかそういうのを調べてきたのだけれども、やはりそれに等しいぐらいの音がある。これについてどうですか。

○藤田説明員 お答えいたします。

土浦バイパスは、今お話しのとおり、土浦市内の交通混雑の緩和を目的といたしまして、延長九キロのバイパスを五十六年に暫定二車線で供用したところでございします。交通量が増加してまいりましたので、交差点部の交通混雑の緩和を図るために、昭和六十二年年度から主要地方道土浦―岩井線との交差点であります上高津交差点の立体化工事を進めてまいりまして、平成元年の十月に完成したところでございします。

騒音問題につきましては、一般的に現地調査を行いました上で必要に応じて対策を講ずるといふような対応をとっておりますが、本交差点付近につきましても今の御指摘を踏まえまして今年度現地調査を行いたいと思っております。その上で必要な状況でございしたら適切な対応を行ってまいりたい

い、かように考えております。

○竹内(猛)委員 それはぜひ現地調査をしてもらいたいと思ひます。

さて、ゴルフ場の問題で質問しますが、先般十一日に、この農業の問題がいろいろあつて茨城県のあるゴルフ場に入っている話を聞きました。ゴルフ場をたくさんつくるといふような状況、今千七百六のゴルフ場が開設され、三百五十ぐらいが工事中であり、千ぐらいがさらに申請をしているという大変なゴルフブームになってきているのです。けれども行ってみると、会員権が九千五百万円という金額、なお調べてみると二億五千万円というような会員権もあり、千二百五十万ぐらいの会員権持っている方々いらっしゃるけれども、出入りする人は何千万という人たちがですが、パブリックの一般の庶民が出入りできるような状態のものは余りない。土曜、日曜、今度の連休などはほとんど入れないのじゃないか。そういう高値の花みたいなゴルフ場に農業をまき散らして公害を与えて、今大騒ぎになっている。通産省はこのごろ七省庁を固めて連絡会議をつくったようですが、厚生省、農水省、農業公害についてはどういうような方法をとっているのか。

○関口説明員 ただいま先生御指摘のゴルフ場の農業問題でございしますが、我が国におきましては非常に気温が高い、湿度が高いといったことで、病害虫あるいは雑草の発生というのが大変多いわけでございます。この防除のためにゴルフ場側といたしまして大変苦勞しているというふうなことを聞いておるわけでございますが、農業を使用しないでこのようなことをやろうとした場合に、それにかかります努力あるいは病害虫―雑草はともかくといたしまして病害虫をどう防除するかということが大変な問題となるわけでございます。その面でも農業をどうしても使用せざるを得ないというところが実情かというふうに理解しているわけでございます。

農業の散布に当たりましては、私ももといたしましては、特に人畜あるいは周辺環境に對します

安全を確保するということが最重要であるというふうなことでございますので、農業につきましては農業取締法に基づきまして毒性あるいは残留性といった面からの試験をもとにいたしまして、環境庁長官が定められます基準に照らして厳正に検査いたします。さらに、それで安全性を確認いたしました上で、適正な使用方法を定めて登録したものでなければ販売できないということになっているわけでございます。したがって、農水省といたしましては、登録された農薬が適正な方法により使用されることが基本であるというふうに考えている次第でございます。

ただ、昭和六十三年以来各地でゴルフ場におきます農薬の使用問題に関心を持つに至りまして、私ももといたしましては昭和六十三年八月に「ゴルフ場における農薬の安全使用について」という通達を出しまして、登録農薬を使用しない、使用上の注意事項を守りなさい、あるいは気象、地形等の環境条件に留意した散布をしないというふうな指導の徹底を行ったところでございます。また、昨年十二月でございますが、その前に、北海道で魚が死ぬという事故が発生いたしました。こういう事故の再発防止を図るという観点から、「ゴルフ場等非農耕地における農薬使用に伴う危害防止の徹底について」ということで再度注意喚起する通達を出しております。この結果、都道府県段階におきましては、これらの通達を受けまして指導要綱あるいは指導要領を作成する、あるいはゴルフ場に対しまして立入検査、関係者に対しまして研修会の開催ということを通じて安全使用の徹底に努めてきているというところでございます。

このほかに、国、県のほかに民間におきましても、昨年の八月には緑の安全推進協会という団体がつくられております。ゴルフ場等の関係者に対しまして研修会あるいは資料の配付ということをやっているわけでございますが、農水省といたしましては、平成二年度の予算におきまして農薬適正使用緊急対策事業をお願いしているところでござ

います。この中で病害虫、雑草等の発生、生態に及ぼした安全防除指針の策定あるいは農薬使用者の資質向上、周辺住民等の理解を得るための啓蒙の推進といった意味で農薬適正使用の徹底を図ることとしておるわけでございます。なお、先ほど先生申されましたゴルフ場関係省庁連絡会議、こういう場も通じまして関係省庁との連携をとつつ、この指導にしっかりと努めていきたいというふうに考えております。

○永瀬説明員 お答え申し上げます。

ゴルフ場の農薬問題に関しましての厚生省側の対応でございますけれども、ゴルフ場農薬によります水道水源の汚染問題につきまして私どもといたしても重大な関心を持っておるところでございます。都道府県を通じて情報収集を行ってきいております。私どもの立場としましては安全な水道水を供給するというふうな立場にあるわけでございまして、その立場から、生活環境審議会水道部会水質専門委員会がございしますが、その委員会におきまして、ゴルフ場で使用される主要な農薬につきまして水道水としての水質目標値を策定するための検討をお願いしております。私どもとしましては、その検討結果を踏まえまして適切な対応をしていきたい、こういうようなところでございます。

○竹内(猛)委員 今農水省から説明がありましたけれども、せっかくいろいろな地方に要綱なり基準ができています。農水省の方でそれを集めて次の委員会には委員に全部配つてもらいたい。それだけの努力をしているのだからぜひ理解ができるように、これは環境委員会だから大事です。それから、そういうことを要請したいと思っております。

次に、これは長官にお伺いしますけれども、長官は自民党のゴルフ振興会の発起人の七人のうちの一人ですね。先般私が物価対策特別委員会でも相沢長官と話をしたら、相沢長官はそれの親分ですね。それで、これは閣議でもいろいろ話をするというけれども、あの高いゴルフの会員権、手が届かない。これは、つくることには別に反対をする

わけではない。農薬の問題もしっかりやってもらいたいし、公害もないようにしてもらいたい。いずれにしても庶民には手が届かないですよ。そういうゴルフ場が幾らできても、これは金を投資するだけの話なんです。これではいいが悪いですよ。何とかもう少し大衆が喜べるようなゴルフ場にならないければ、これはもうだめですね。そういうふうにならなかつたらつくことをやめてもらいたい。どっちかだ。この点についていかがですか。専門家としてお答えいただきたい。

○北川国務大臣 ただいま委員の御指摘でございますが、非常にゴルフ会員権が高い、一般的に言えないじゃないかという点も、私は御指摘のとおりだ。このように思っております。ただ、私みずからゴルフは過去いたしておりましたが、このことについての高い安い、これをどうしてこうしてということになると、自分の城じゃないように思うのでございます。ただ、ゴルフ場が、農薬によって汚染されたのが一般に悪くなっていることは環境庁として十分配慮していかなければいけない、こういう思いをいたしております。

○竹内(猛)委員 これだけゴルフの問題が毎日のように新聞にも出るし、テレビにも出るし、騒がれているときであるだけに、やはり相沢長官はゴルフの振興会の親分ですから、そういうことで話をして、余り公害が拡散しないようにするため、それからもう一つはだれでも好ましい人は出入りができるようにするために、そして乱開発が起らないように、この三点だけはぜひ注意をして発言をしてもらいたいと思っております。いかがですか。

○北川国務大臣 委員の御指摘のように、乱開発をして自然の環境を損ねないように、これは注意していかなければいけないと思っております。

○竹内(猛)委員 時間も来ましたが、最後に二点お伺いします。今産業廃棄物の処理が大問題になっております。家庭の廃棄物と同じように、産業廃棄物がどこへでも入り込んできております。私のところの茨城

県の岩井という市のあるところには東京の産業廃棄物が入り込んできて、大問題になっております。県の方は努力をしているけれども、市なり町が意外にだめですね。住民との間に信頼関係がない。何でも許可してしまおう。そして、わかつたときにはもう取り返しつかない状態になっている。土を掘り起こして、いい土はどこかへ持って行って売り飛ばして、その穴に今度はヘドロと瓦れきを持ち込んで、雨が降ってそこに水が流れてくると水が濁って、飲料水がおかしくなる。これは許したいことです。

そういう状態について、残土とは何をいうか、あるいは、そういう状態をどのように把握して、これに対してどう対応しようとしているのか。その点について、これは厚生省かな。

○三本説明員 ただいま先生御指摘の岩井での事件でございますが、私どもが承知しているところでは、不法投棄まがいの事例につきまして、どうもその中に残土と称して泥状のものが入っているというふうなことを聞いております。これにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものがございまして、これによって規制するということになってございます。

それから、その他産業廃棄物の問題につきまして現在いろいろな方面からいろいろな問題が指摘されておりますし、また、いろいろな角度からの御意見あるいは要望等々が私どもの方に参っております。私どもとしては、現在、この廃棄物処理法を含めていろいろな角度からの検討を始めたところでございます。そういう中で、岩井の事件を初めとした日本全国いろいろなところで起こっております事件等をよくよく分析いたしまして、今後適切な対応をしていきたいと考えております。

○竹内(猛)委員 これはぜひ間違いないように、誤りのないような対応をしてもらわないと、これも環境破壊の一つですから。もう一つ環境破壊をしているのが、空き瓶、ジュース、ビールの空き缶、これだ。これは一体

○**斉藤**（委員）　そこで、新規患者を打ち切りました昭和六十三年の三月、これは公健法で見ますと患者数は四万三千五百八十四人ということになっております。同年の十一月で見ますと四万一千六百九十四人。つまり、新規患者を打ち切った以降八カ月間で千八百九十人、法の扱いが減っているわけです。ところが東京都の条例の方で見えますと、平成元年三月で二万八千八百二十二人、同年の十一月で二万一千四百七人、つまり二千五百八十五人、条例の方で新規患者がふえているわけです。つまり、国の方で新規患者を切り捨てました。それでその患者が東京都の条例によって救われている、東京都に肩がわりをさせているという結果が明らかに出ています。

この点についてどのようにお考えですか。

○三橋政府委員 六十年規でございますけれども、公健法を改正いたしました。この公健法の改正の趣旨は、この改正に至ります経過の中で……(斉藤)「委員、趣旨を聞いているんじゃないんだよ。自治体が肩がわりしていることについてどう考えるかと言っているんだよ。余計なこと答えないでいい」と呼ぶ)公健法に基づく認定業務と申しますのは、この公健法の性格上、大気汚染による健康被害に対して、その汚染原因者である企業に財源を負担させて給付事業を行うという仕組みの中から始まった制度でございます……

○齊藤(一)委員 公健法の趣旨なんか聞いてない。

長官、聞いておいてもらいたいのです。新規患者を切り捨てたその分だけ東京都に肩がわりをさせて救済をさせている、条例によってこれが救われているという点についてどう考えるかということとを聞いているわけですから、長官から答えてください。

○北川国務大臣　ただいま委員の御指摘の東京都の条例は、他の地方公共団体の独自制度と同様、

一般財源により十八歳未満の患者の医療費自己負

担分を助成する福祉政策的なものも含みながらこ

れを救っていただいている、こういうふう to 考え

ておる次第でございますが、ただ、そのように各地方自治体にその地方の各市民の方がいろいろな点において環境庁の手の届かない点をおんぶされている点もあると思っております。この点については、今後ともよく検討しながらやはり前向きな姿勢でやっていかなければいけない。長官として任務まだわずかでございますが、御指摘を受けますと、そういういろいろな点を、前向きで検討するものはやはりしていかなければいけない、こういう思いをいたします。

○斉藤(一)委員 今のお言葉のようにぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、世田谷、杉並、中野、練馬、いわゆる未指定四区の患者について申し上げたいと思うのですが、平成元年十一月現在で六千三百九十三人という数字が出ております。これを指定地域から除外していただくわけでありまして、この四区を未指定にした理由と根拠をこの際一度明らかにしていただきたいと思います。

○三橋政府委員 公健法によりまず第一種地域の指定が東京都におきまして昭和四十九年と五十年の二回に分けて行われたわけでございまして、先生御指摘のように世田谷、中野、杉並、練馬という四つの区が指定されなかったわけでございます。その当時、四つの区の指定について地元から御要望があったことは聞いております。

この四つの区が指定されなかった理由でございますが、この指定に当たりましてはいろいろの調査をいたしました。その調査に基づき検討した結果、大気汚染の程度あるいはその地域における疾病の有病率等を勘案して地域指定がなされる、こういう取り決めになっておりまして、この世田谷区等四区におきましては、その地域指定要件が充足していなかったため、指定が困難であると当時判断したものでございます。

○斉藤(一)委員 ですから言っちゃ困るのですよ。疾病の程度とか大気汚染の状況とか言いますけれども、今も申し上げたようにこの未指定になった四区の認定患者は非常に多いのですよ。大

田区でも四千名いるくらいですから、私から推定すれば、この四区だけでも一万数千名になろうかと思うのです。そして、疾病の程度がどのようか言いますけれども、環境庁は健康影響調査を科学的にやって、その結果、今おっしゃっているようなことを言っているわけですか。

○三橋政府委員 最終的に指定地区が確定をいたしましたのは五十三年でございまして、その指定に当たりましては、地域の調査をいたしまして、その結果に基づいて判断をしておたものでございます。

○斉藤(一)委員 平成二年一月末現在の東京都の条例に基づきます認定状況を見ますと、二万二千三十人のうち、乳幼児が八千四百四十三人、小学生が九千二十八人、中学生が三千九十三人、その他が四千六百六十六人ということになっております。ですから、この大半が乳幼児、小学生、中学生ということになるわけでありまして、将来性のあるこうした子供たちの健康が害されている。こういう事態を踏まえたときに、どうしても新たな救済措置というものが必要になってくるというふうに私は考えるわけでありまして、その点についての御所見をお伺いしておきたいと思っております。

○三橋政府委員 六十三年三月に公健法の地域指定は解除したわけでございますが、それに合わせて、旧指定地域を中心に、その地域におきまして将来のぜんそくを初めとする気管支疾患の発生の予防を行いますためのいろいろな事業がスタートしたところでございます。これは予防事業と申しておりますけれども、地域におきまして健康相談でありますとか健康診断というような事業をやっております。これにお取り組みの自治体が一生懸命取り組んでいただいております。これらの事業につきましても私も一層の充実強化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○斉藤(一)委員 東京都の複合大気汚染健康影響調査によりまして、いろいろな点が解明されているわけでありまして、もともと東京都がこの調査を

やりましたのは、窒素酸化物を中心とする複合大気汚染の健康影響を科学的に解明をして、公健法の未指定地域の指定促進を図るという目的で調査が行われたんです。これは美濃部知事以来十数年調査が続いております。未指定地域の指定促進を図るというのが一つの目的なんです。それに対して、先ほどの御答弁はともじやないけれども問題にならないわけでございます。東京都では、この東京都の大気汚染の現状、一言で何と云っているかといいますと、窒素酸化物を中心とする複合大気汚染、こういうふうな規定しております。それを認めになりますか。

○三橋政府委員 東京都におかれまして、五十年代の初めごろからこの大気汚染による健康の問題につきましているいろいろな研究調査にお取り組みになっていることは、よく承知をいたしております。

○斉藤(一)委員 そんなくらい知っているのは当たり前前の話ですよ。僕が聞いているのは、東京都の大気汚染の現状について東京都としては窒素酸化物を中心とする複合大気汚染であるというふうな規定しているけれども、それを認めますかという質問をしているわけですから、それに答えてもらえばいいのです。違うなら違うと言えればいいのです。

○三橋政府委員 ただいま申し上げました東京都の調査は、先生おっしゃるように、総合的な複合汚染ということに目標を置いた調査と承っております。

○斉藤(一)委員 質問に答えてくださいよ。窒素酸化物を中心とする複合大気汚染というふうな規定しているんです。これは。単なる健康影響調査の結果で言っているんじゃないですよ。行政目標としてもこのことをはっきり打ち出しているのです。このことについて認めるのか認めないのかというのを聞いています。はっきりしてください。

○三橋政府委員 東京都の総合調査がNOxを中心にした総合的な研究調査であるという

ことは承知をしております。

○斉藤(一)委員 調査がじゃないんだよ。東京都の行政指針としてこのことを規定していると言ったよ。東京都は。あなた、あらゆる環境行政の書類を見なさいよ。それについて認めるかどうかを聞いているんだよ。調査がそういうことを言っているということはただ言っているんじゃないんだ。

○三橋政府委員 東京都がNOxを中心にした複合大気汚染の対策についてお取り組みをいたしていることは十分承知をいたしております。

○斉藤(一)委員 取り組んでいるのは承知しているなんて当たり前のことを言われちゃ困るんですよ。東京都内のこの大気汚染の状況がNOxを中心とした複合大気汚染であるのか、そうでない物質による複合大気汚染であるのかということに答えてもらえばいいんですよ。はっきりしてください。ここは。時間がないんだから、何回も何回も質問させるなよ。

○北川國務大臣 委員の今の点につきましては中央公害審議会でもいろいろと御検討願った問題でございまして、特に窒素酸化物による被害の状況、またその進展、いろいろの点においてはまだ必ずしもはばかしい形が出ていないとは言えないと思っております。ただ、この点の中におきまして、患者さんの病状というのについてもいろいろな角度から検討をしないといけないという思いをいたしておりますので、委員御指摘の点については環境庁として、中央公害審議会の答申もございまして、またそういう中でそれがただ一概に、そのことのみによつて判定を下すにはまだもう一度検討しなくちゃいかぬのじゃないか、私はこういう思いをいたしております。

○斉藤(一)委員 長官言われるように、早急にぜひ検討をお願いしておきたいと思っております。

今話が出ました幹線道路の健康影響調査ですが、症状調査では、幹線道路からの距離に依存して呼吸器症状、持続性、せきであるとかたんだですね、有症率に差が生じているというふうなみ

なしているわけです。この点はお認めになりますか。

○三橋政府委員 東京都でやられました沿道調査の報告書を読ましていただきますと、道路沿道からの距離に応じて数字の上で有症率に差があるというデータを報告されておることは読んでおります。

○斎藤（一）委員 長官は先ほど大気汚染と健康との継続的な監視体制づくりを進める、こういうふうにおっしゃいました。それで、今申し上げたようなNO_xを中心とした都市、特に東京のような大都市の汚染実態について、少なくとも東京都が十数年にわたって真剣に調査を行ってきた。そして解析の結果、明らかになってきた面も多々あるわけです。まだすべてとは言いません。少なくとも最初に申し上げたように、これらの東京都なり自治体の調査結果、それこそ予算を環境庁のNO_x対策の三十三倍も使って環境行政を進めている、そうした自治体の調査結果というものを十分尊重してもらいたい。環境庁がやれるわけがないんだから、一億の予算では。

そういう面から、一番最初にも御指摘を申し上げたわけですが、東京都の調査結果が最終的に出なければ環境庁の方も言を左右にするだろうと思えますけれども、調査の結果今のようないくつかの点で、疾病との関係が明らかになったとすれば、その時点で地域指定を新たに見直すというふうなことにいつて取り組んでいただけるものと私は思うのですけれども、その辺について長官から一言お答えいただけますか。

○北川国務大臣 委員から、国民の健康、都民の健康ということで非常に熱心な御意見をちょうだいし、また御提案もちょうだいしたのであります。私なりに、また新しくこれに取り組んでいくことも大切だと思っております。ただ、六十三年に環境庁が指定区域をいろいろ決定した点につきましては、この点を今すぐに変えるということではできないという考えを持っておりますが、新しい事態に対応していく前向きな姿勢が必要であ

るということは考えております。

○斎藤（一）委員 ですから、私が申し上げているのは、東京の健康影響調査の結果が出て有症率なんか科学的に解明された、解析されたということになったときには、改めて見直していただけたらどうかというのを言っているわけですね。東京都がやることについては、それは一自治体が行っているんだからそんなものは参考にできないよ、六十三年に打ち切りを決めたんだからそれでいくんだよというお考えなのか。東京都の調査を全く無視するお考えなのか、あるいは仮定の話で恐縮ですが、けれども、十数年かけて、予算もかけて真剣にやっているわけですから尊重して、その際は見直しも含めて検討していただけたらどうかというのを聞いています。その点については長官からいまして、前向きな御答弁を期待してお尋ねしているわけですから、よろしくお願いしたいと思っております。

○三橋政府委員 東京都の調査につきましては、実は公健康法の改正のときの中公審の御議論の中にもあの報告書は参考とさせていただいた上で、中公審の結論が出たと聞いております。したがって、都道府県のお取り扱いになったデータというものは、今後中公審の場での御議論には十分参考とさせていただけるものと思っております。

○斎藤（一）委員 この患者を打ち切ったときに十分参考にしたと言いますが、何を参考にしたのですか。まだ調査の結果は出ていないのです。何を参考にしたのですか、科学的にはっきり答弁してください。

○三橋政府委員 私が申し上げましたのは、六十一一年前後に三年間の中公審における御議論がございました。その御議論の場で、東京都の報告書、研究成果についても検討されたということを申し上げたわけでございます。

○斎藤（一）委員 ですから、何を参考にして決めたかというのを答えられない。一番最初の質問に戻つちやいますからそれ以上言いませんけれども、

も。

それでは、いま一度基本的なことでお伺いしたいのですが、NO_xの環境基準。長官もまだ新しくなれたばかりですけれども、これは十分御承知だと思っております。一時間値の一日平均値〇・〇二ppm、それを三倍に緩和したわけでありまして、このときはその環境基準の緩和に対して裁判まで起きているわけですね。国民は環境行政の大幅な後退であるという大変怒ったわけでありまして、そのときにもそうなんですが、それ以前から環境庁なりその他の省庁が言っていたことは、昭和六十年年度末にはすべての地域でこの環境基準を達成します、こういうふうに胸を張って言っていた。それも達成できなかったということで、環境行政に対する国民の不信をますます強くさせているわけですね。そうした経過について、過去の経過になりましたけれども、新長官としてはどのような感想をお持ちでしょうか。

○北川国務大臣 委員の御質問にお答え申し上げます。

近年の我が国における大気汚染の状況は、硫酸化物等のように汚染が著しく改善されたものもございまして、大都市地域を中心とした窒素酸化物のように、改善の進んでいないものもあると認識しております。この点は御理解願えると思うのでございます。

なお、六十三年のときに何を基準にと、こう言われると、私たち大阪におりますからいろいろなものも感じますし、また、大気を汚染しているものが窒素酸化物だけじゃなしに、スパイクタイプによる粉じんとかアスベストとかさまざまなものが今大気を汚染しているという思いもまたいたすものでございまして、多様化している大気汚染の中で窒素酸化物のみに絞ることもどうかという思いをいたしまして、なお今おっしゃっているように指定している地域指定を、私の今の立場の中では、この点のいろいろな問題を、過去の問題もまた考えながら私はやはり前向きに研究しなくちゃいか

ぬ、こういう思いをみずからいたしております。

○斎藤（一）委員 例えば道路の建設あるいは計画に当たってこれまで、建設省を一例に出しますが、どういふことを言ってきたかという、公害道路の建設には反対であるという主として沿線住民の不満に対して、昭和六十年年度には環境基準を達成しますよという、建設省も道路公団もこの説明会に行ってもその理屈の一点張りや道路計画を納得させ、道路建設をやってきた。ところが六十年年度には環境基準が達成できなかった。全く国民をこまかし、国民にうそをついて道路建設を進めてきたのです。環境庁に責任がないとは言えないのです。環境庁自身も言ってきたんだから。その責任について、反省を含めて、長官どうお考えですか。

○古市政府委員 大都市、殊に御指摘の東京におきまして、現在窒素酸化物が私どもが期待するほど減っていないというようなことはございまして。そこで、御承知のように六十三年の十二月には新しい中期展望というものを見直しまして、その線に沿って現在……

○斎藤（一）委員 そこまでまだ聞いてない。六十年に達成できなかったことについてどのような反省と責任を感じているかということを知りたいのです。

○古市政府委員 はい、そのもとに、六十三年にはその事実を踏まえまして新しい総合的な対策を盛り込んだ新中期展望を反省の上に立つてつくって、現在施策を進めているということでございます。

○斎藤（一）委員 この環境基準が達成できなかったという点は東京都も全く同じでして、同じ責任があるわけですが、現在の鈴木知事は率直に陳謝をいたしました。つまり、東京都の職員の言い分だけを聞いて信用してきた、それが間違っていたという意味で陳謝をしました。ですから、長官が先ほどいろいろの答弁をしておりますけれども、その結果についてはこの人たちは責任を問われないのですよ、そうでしょう。昭和六十年には環境基

準を達成します、道路をつくらせてください、将来の不安はございません、心配ありませんと言つて道路をつくつて、確認までしてつくつて、そして基準が達成できませんでした。この人たちは陳謝する必要はないでしょうし、しないですね。しかし、鈴木知事は都議会本会議で都民に向かって陳謝をしているんです。そういう点で、環境庁の最高責任者としてどうお考えになりますか。それにお答えをいただきたいのです。

○北川国務大臣 今委員の御指摘の点につきましては、私もまたまことに遺憾であり、残念であると思います。そういう点を踏まえて頑張つていきたい、こういう思いをいたしております。

○斉藤(一)委員 そこで、先ほど話が出ました、六十一年の十二月にまず中期展望が策定されたわけですね。そして六十三年度中の環境基準の達成を目標としたと思うのですけれども、それは間違いないですか。

○古市政府委員 先ほどちょっと先走つてお答えしてしまいましたけれども、現在、過去の経緯の上に立つて……(斉藤(一)委員「いや、中期展望について聞いているのです」と呼ぶ)はい、新中期展望は六十三年度中に策定して、現在この上に乗つて施策を進めているわけでございます。

○斉藤(一)委員 どうでもいいけど質問に答えてください。六十一年の十二月に中期展望を出したわけですね。そのときの目標期限としては六十三年度中に達成しますということをおっしゃっていたんじゃないですかと聞いているのです。

○古市政府委員 御指摘のとおりでございます。○斉藤(一)委員 ここでもまた環境庁は国民を裏切っているんですよ。いいですか、長官。

そして今度は、今も話がありますように、いわゆる新中期展望なるものがまた出てきた。それではいつまでに環境基準を達成しますよという達成期限が今度は明示されてないのです。国民をだまし、国民にうそばかりついできちゃったから、もう期限は言わない方がいいだろうというのがこの

新中期展望の本質ですよ。基本的なねらいはそこにある。なぜ達成期限を明示できないのですか。○古市政府委員 ただいまの説明が少し不十分でございましたが、六十一年に立てましたその展望に引き継ぎまして六十三年度以降についても環境基準の達成が非常に難しいのではないかと、そういうことも踏まえて、六十三年度十二月に新しい新中期展望に切りかえて総合的な対策を立てているということでございます。

○斉藤(一)委員 環境基準の達成期限というのは、これは環境行政の基本ですからね。中期展望にしろ何にしろ期限も示されない、これは行政目標がないわけですから、まあ予算の範囲内で通産省や建設省と相談しながら一生懸命やるだけやられていきますよという程度のことですから、これでは国民は納得しないですよ。東京都でも東京都内の環境基準について一応の達成期限を明示していますよ。なぜ環境庁が期限を示せないのですか。

○古市政府委員 先生御承知のように、新中期展望というのは総合的な対策をやっていくということ、自動車の単体のほかに、交通全体の都市計画への期待というものがございまして、それからまた固定発生源の燃料が切りかわっていくということもございまして、それを我々は最大限こつとやってくれという施策を全部書き込んでおります。しかし、それが実際どれだけ期待した効果をあらわすのかということについては、定量的に、その結果いつまでにどうなると言い切れない。こういうところから、残念ながら時期を切つて目標を示すことができていない、こういうことでございます。

○斉藤(一)委員 そういうふうには正直に答えてもらえれば、そのいい悪いは全く別ですけども、わかるわけですね。

そこで、結局一言で言うとお手上げ状態なんですよ。環境庁としては環境行政を進める上でもうお手上げ状態なんですよ。いろいろな施策は掲げられていますが、これらは全部、総量規制を

導入するとき以来の項目です。ですからもう十数年、この文章には全部書いてあることなんです。ね。当初は、そういうことを全部予測し踏まえた上で六十一年には環境基準を達成しますの、あるいは六十三年には達成しますのと、こうやってきたわけですね。今度書いてあることも、新しいことが書いてあるわけじゃないんですよ。それをまた新中期展望と称して、今度はまたかこの展望に基づいて施策を進めていけばそのうち何とかなるだろうみたいなことを言っていますけれども、私から言わせれば全くごまかしにすぎない、過去失敗してきたことをまた並べているにすぎないというふうに断定せざるを得ないのです。

そういうことはそれとして、私の考えでは、大型ディーゼルトラックの直噴式と副室式があるわけですが、この直噴の比率が年々ふえてきて、NOxに対する寄与率が非常に高まってきています。少なくともこの辺がまず根本的に解決しなければならぬことだろうと思うのです。

そこで、ちょっとあれになるかもしれないけれども、少なくとも、大型ディーゼル車に対しては副室式でやっていくんだ、直噴の方を規制を強化して、将来は副室式と同等の規制にするんだというふうなことを言っておりますけれども、これではもう解決つかないのです。東京都は一極集中がどんどん進んでいるわけですね。ですから、むしろ全部副室式にするんだということを環境庁が打ち出して、そして関係各省あるいは業界とも話し合いに入る、主導をするというくらいは決意がなかったら、これは本当に絵にかいたもちですよ。そういう提案をしたいと思うのですが、それについてのお答えをお願いしたいと思います。

〔委員長退席、小杉委員長代理着席〕

○古市政府委員 ディーゼルエンジンにつきましては副室と直噴の問題というのは先生の御指摘のとおりだと理解しております。したがって、昨年末にいただいたこのディーゼルの対策については、短期目標五年以内に直噴式を副室並みに持つていくという努力を重ねて、十年後には直副一本

化の排出基準に持つていく、そういう方向の答申をいただいております。

○斉藤(一)委員 ですから、一本化ではなくて、もう少し踏み込んだ対策を環境庁が打ち出せないかということをお聞かせ願います。

○古市政府委員 ただいまの一本化の中には副室そのものの、今低い値もさらに下げていく、より低い値に一本化する、その先はガソリン車並みのところに持つていく、ここまで答申をいただいております。その線で現在規制を始めていますのでございます。

○斉藤(一)委員 最後に、いわゆる東京一極集中、臨海部開発を初めとした開発がどんどん進められているわけですが、これは長官も御承知だと思つてはいるけれども、臨海部を中心とした都市開発だけでも大変な人口を抱えることになるわけですね。居住人口だけでも二十万近くになるのじゃないでしょうか。就業人口は三十万人以上になるのじゃないでしょうか。そこへ道路がでる、車が入り入る、NOxがまた増大をする、交通量が増大するということのような事柄については新中期でも予測してないのじゃないかと思うのです。予測していますか。

○古市政府委員 個別的なことは別といたしまして、そういう傾向にあるという前提のもとにそういう施策の要望を受けております。

○斉藤(一)委員 例えばNOxの排出量はこれからどのくらいふえていくのかとか、あるいはNOxの寄与濃度はどのくらいになるだろうとか、さらには人工熱の増加がどの程度になるだろうとかというような事柄について、多少でも検討をされていると思うのです。先ほど来地球環境を守ろうというふうなことを盛んにおっしゃっています。が、NOxの影響による酸性雨の問題であるとか地球の温暖化の問題であるとかいうことを踏まえて地球環境問題に取り組まないと、東京の公害垂れ流しはもう放任しつ放し、環境保全の見通しも立たない、バンザイで地球環境というふうなことで、これは国際的にも信用を失うことになる

思うのです。ですから、こうした東京一極集中による環境の影響、特に車の走行量の増加あるいはNOxの汚染の見通しというものを今こそ環境行政として出さなければ、地価高騰の問題だ、土地税制の問題だなどというようにただでは解決つかないのです。

私から言わせれば東京一極集中の根本原因は、これは私の見解になりますけれども、これまで政府が進めてきた東京一極集中に起因すると言わざるを得ない。だとすれば、少なくとも環境行政がそうしたこと、後追いでどうにもならない状態になってこうやってまた繰り返して繰り返していくではなくて、東京一極集中についても今から環境行政の立場から歯どめをかけていく。これ以上は困ります、車の流入も走行量がふえることも困ります、これ以上NOxをふやしても困ります。建設省が言いますか。通産省が言いますか。環境庁が言わなければだめなんですよ。そういう点はひとつ勇氣を持って国民の前に、ああ、環境庁だけは考えてくれているんだな、こういう姿勢をとってもらいたいと思うのです。

その点について環境庁並びに長官の方からお言葉をいただいて、私の質問を終わりにしたいと思います。

○安原政府委員 東京、首都圏への過度の集中の状況にございますので、この流れを逆に地方分散の方に向けていかなければならない、その努力をしなければならぬのはそのとおりでございます。現在、四全総でもその考え方が貫かれているわけでございます。

私どもとしましては、首都圏の環境保全を確保していきまします。首都圏全体としての環境管理の方針をしっかりと打ち立てまして、それを関係省庁に働きかけをする、そして各省庁の施策の中に生かしていく必要があると考えておるわけでございます。御指摘のとおり東京、首都圏、大変いろいろな開発プロジェクトがございますので、そういうプロジェクトが実施される前にそう

いう環境保全についての基本的な考え方をまとめる必要があるということ、今鋭意作業をしております。とりあえず急ぎます東京湾だけは中間報告を検討会でまとめたいたしたい、それを今関係省庁に示しているところでございます。

先生御指摘の臨海部の開発でございますが、この開発に当たりましてはそのものが環境に及ぼす影響を最小限にする必要がございますし、せっかくそこを利用するのであれば、むしろ内陸部の環境の改善にも逆に寄与するというでなければならぬと考えております。そこで、具体的な開発プロジェクトが進みます前に必要なアセスメントをきちっとやりまして、いまおっしゃいましたような大気の問題、水質の問題等々いろいろございますから、その環境の面から問題のないようなアセスメントが行われるように指導していくつもりでございますし、そのようになる手はずになっております。

○北川国務大臣 斉藤委員のいろいろの角度からの、NOxを初め環境庁の環境をよくするための重要な責任を痛感するように御指摘があり、御質問があった点を十分踏まえて頑張りたいと思っております。

ただ、一つ今思い出しますと、自動車の非常な排気ガス公害が大いときに三木環境庁長官が自動車業界にこれを直すように言明をされた際に、大変な反発があった。しかし、それをやったために今日のモータリゼーションによるところの日本の業績が出たということは世界の中に誇れるんじゃないか。こういう思いをいたしますと、私はNOxも、原油から精製するそのプロセス、その過程において、NOxを硝酸アンモニウムにしていくところの除去をする、そういうことを考える必要があるんじゃないか。それは新しい装置をつくらなければいかぬから工場は困るにしても、そういうときに免税をし、そういうときに補助金を出していくとか、そんなこともこの際考えていいんじゃないか。ふっと思い出しまして、そのよう

なことを踏まえながら、長官として前向きで頑張ることをいたします。

○斉藤(一)委員 ありがとうございます。
○小杉委員長代理 斉藤節君。
○斉藤(節)委員 私は、公明党・国民会議の斉藤でございます。

まず最初に、このたびの地球環境ホワイトハウスの会議に御出席されました北川大臣初め、この会議に日本代表として御出席になられた方々に、大変御苦労さまでございましたということを申し上げたいと思うわけでございます。ありがとうございます。

さて、この会議につきましては、その模様が連日のように新聞で報道されて、あるいはテレビなどでも報道されておったわけでありますけれども、私の読みが全般にわたっていなかったのといけなかったのかもしませんが、どうも断片的で、全体的な内容と申しますか、これが余り詳しく報道されていなかったんじゃないかな、そんなふうにも思うわけでございます。そこで、この会議の模様につきまして、三御質問申し上げたいと思うのでありますけれども、よろしく願いたいと思うわけでございます。

まず、新聞報道によりますと、この会議の初日、四月十七日に行われました分科会では、オランダ、フランス、イタリアなど欧州の国々からは、いわゆる炭酸ガスなど温暖化ガスに関して直ちにアクションを起こすべきである、このような意見が提出したというような報道があったわけでありまして、これに對しましてアメリカは、環境と経済成長の調和を重視すべきであるといまして研究のための国際協力の重要性を強調した、このように報道されております。また、発展途上国でありますブラジルなど、こういう国からは、経済成長の方が重要である、このように強調されまして、生活の質を論ずる前に生活そのものが大事だといったような議論がなされたというふうに報道されているわけでありまして、

こういうように、これらの諸国は先進国の環境重視論を批判する声が大分あったというようなことでありますけれども、これに對しまして大臣は、我が国の立場といたしまして、地球環境保全のための枠組みづくり、こういった六項目の基本方針を明らかにされまして、さらに我が国の状況から、経済成長を損なうことなく環境政策を推進することが可能だ、このように訴えられたというように報道されておりますけれども、まずそのような認識でよろしいでしょうか。

○北川国務大臣 ただいま斉藤委員から、ホワイトハウスの会議の内容その他について新聞報道を引用されました。いろいろとお話のありましたことはそのとおりでございます。

ただ、その中で日本といたしましては、やはり欧州の国々が言うところの、直ちにCO₂対策、温暖化対策、地球対策というものはやらなくちゃいけないということ、これは力説をいたしました。反面またアメリカは、温暖化のそういうものを解明するための基礎的研究をやらなければいかぬじゃないか、研究所の設立も唱えてまいりました。我が国といたしましては、これも大事なことで、科学という研究をしながら、先ほど委員がおっしゃいました経済の発展を損なうことなく環境をよくしてきた日本の経済の発展を発表すると同時に、これは国際パネル間の中でこれに對してお互いの国が寄って研究する必要があるんじゃないかということも申し上げてまいりました。その点におきまして、アメリカとEC諸国との間の中和点をとり得たという思いをいたしておる次第でございます。

○斉藤(節)委員 そこで、関連して御質問を申し上げます。大気汚染対策は環境庁を初め関係省庁あるいは企業なども精力的に進めておりますけれども、しかし、炭酸ガスを初めとしてこういう地球温暖化ガスがどんどんふえて、大気汚染状況は一向によくなっていないのじゃないか、むしろ炭酸ガスなどはふえてきているわけでありまして悪化の方向に進んでいるのじゃないか。

いかと思うわけでありませうけれども、先ほどの大臣の所信表明演説の中にもありましたように、この二ページにありますが、国内の環境問題に目を転じてみますと、窒素酸化物による大気汚染、生活排水による水質汚濁等の問題は改善がはかばかしくなく、また、様々な有害化学物質による環境汚染等の問題も広がりを見せております。このように大臣御自身が認めておられるわけでありまして、また、先ほどの公害等調整委員会の報告の中を見ても、公害問題でもって騒音だとか大気汚染とか悪臭とかといったものによる、あるいは水質汚濁、廃棄物に関する苦情が非常に増加してきている、「年々増加してきております」というふうな十二ページで述べているわけでありませう。

このようなことを見ていきますと、大臣が、経済成長を損なうことなく環境政策を推進することは可能だ、このように言っておられるわけでありませうけれども、日本の現状を見ますと必ずしもそうじゃなく、やはり経済成長をどんだん、四割台ですかね、しておりますと、だんだんこういう環境汚染ガスだとか廃棄物だとか水質汚濁、こういったものがふえてきているのじゃないか。やはり経済成長をある程度抑えていかないと、こういった環境汚染物質の排出を少なくしていけないのじゃないか、そんなふうな感じを受けるわけでありませうけれども、具体的にこの辺、改善されております、大丈夫ですとホワイトハウス会議で述べられた趣旨の具体的な例をお示し願えればと私は思います。

○安原政府委員 大臣が我が国のこれまでの経験を紹介になりまして、CO₂対策も含めまして、地球環境保全対策と今後の我が国の経済成長を両立させていくことが可能であるという考えを日本政府の見解として述べられたわけでございます。それは御承知のとおり、かつて非常に著しい公害を経験いたしました、それを先生も御指摘のとおり官民一体となりまして各般の施策を講じました結果、大気汚染等の公害が改善を見てきた、

その間、おおむね経済成長は四割を維持してきたということでございます。

ただ、先生が御指摘のとおり、ごく最近でございますが、大都市を中心としてNO_xの汚染がやや悪化傾向をたどりつつあるという状況もございまして、確かに都市の中小河川を中心として生活雑排水の問題もございまして、ごく最近の問題として、まだ残された分野はございませうが、これまでのもう少し長い期間でとりまいた経験からいいますと、そういうことが言えるのではないかとこのことを申されたわけでございます。ただ、CO₂の問題というのは、単にNO_x、SO_xの問題と次元が異なりまして、化石燃料を燃やせばCO₂が出るということで、非常に広範な影響が及ぶ問題でございます。

〔小杉委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、過去の経験も踏まえつつ今後の取り組みの問題といたしまして、何ら対策を講じなければやはりエネルギー供給の制約が生ずるわけでございますから、経済成長にも影響が及んでくる可能性がございませう。しかし、そういうことではなくて、将来に向かってCO₂の排出抑制に資するような施策をとりながら、したがってエネルギー供給を確保しながら進めていく、そういう道があるのではないかとこのことでもございまして、かつて進められてきたわけでもございませうがやや低迷しております省エネルギー、省資源対策をもう一回徹底してやる、これは広く国民の皆さんの理解を求めましてやるということがございませう。まだまだその余地はあるわけでもございませう。それが第一点でございます。

第二点目は、CO₂の排出のより少ないエネルギー源の方にできるだけ転換していく、あるいは自然エネルギー等はCO₂を出さないわけでございます。そういうCO₂を出さないエネルギー源の方にできるだけ転換をしていく、エネルギー源の転換対策でございます。これが第二の柱でございます。

第三の柱が技術開発でございます。もう少しで

すぐに使える技術もございませうし、それをさらに磨きかけるとか、これから鋭意取り組みまして新しい技術を開発しまして、そういう両立に寄与するようなエネルギー開発を計画的に進めていくということもございませう。この点につきましては大臣の方から、百年といった長期的な視野に立つて計画的に、総合的にエネルギー等の技術開発を大いに進めていく必要があるということも申されたわけでもございませう。大きく言いますと柱が三つございませう。

そのほかにつけ加えれば、あるいは植林の問題等々もございませう。そういう各般の施策を思い切って推進することによって経済成長と地球環境の保全は両立させることができると考えておられることを申されたわけでもございませう。

○斎藤(節)委員 大変理想的でよろしいと思えますけれども、化石燃料を代替エネルギーにかえていくということは大変なことでもございませうし、やはりこのことばらばはエネルギー源としては化石燃料が主になると思うのです。原子力エネルギーもまだ三割弱で、そういう点で七割強はやはり化石燃料に頼っているわけですから、炭酸ガスを減らしていく方向にするとは、生産活動を緩やかにする、落とす以外にないのではないかと、そんなふうには私は思ったものですから御質問したわけなんです。

確かに通産省あたりではサンシャイン計画とムーンライト計画がありますから、早くサンシャイン計画で代替エネルギーを開発してもらって、炭酸ガスを出さないエネルギー源を開発しなければならぬ。また、今おっしゃいましたように、国民生活の上において省エネをやっていくかなければならぬ。それにはやはりムーンライト計画によるエネルギーの節約といましようか、効率化といましようか、こういったものが必要になってくると私は思うわけでもございませう。そういう点は既に進めていただかないと、世界に向かって経済成長と環境保護はパラレルにいけるんだと言われた以上はそれなりの責任が出てくるのではないかと

と私は思うわけでもございませう。

次は、またこの会議についてでございます。この会議において環境庁は、温暖化のメカニズムなどに未解明な部分が残されている、こういうことを確認されたところがありましたけれども、メカニズムについてさらに研究することが必要だと思っておりますけれども、午前中も問題になりました気候変動に関する政府間パネル、IPCCの第一会では、私から申し述べたまでもなく世界じゅうの気象学者、地球物理学者が集まって地球の温暖化のメカニズム解明のために行われた第一部会で、政策立案報告として、二酸化炭素による地球温暖化は現実のものである、このように結論づけております。ですから、ある程度メカニズムは解明されている、こういうふうには私は思っているわけでありませうけれども、環境庁といたしましてこのメカニズムはどの辺が未解明部分としてとらえておられるか、その辺をちょっとお知らせ願いたいと思っております。

○古市政府委員 この点につきましては、現在、先生が御指摘のとおりIPCCの第一ワーキンググループで検討が進められ、近くその結果が出される。その中に、この地球上が全地球的に炭酸ガスがふえており、その温暖化効果が進んでいるというのには明らかにされておりますが、多分このIPCCの中でも未解明とされているところは、その程度、それから時期がいつになるか、また地球上で南半球、北半球緯度別にどうなるのか、その結果及ぼされる影響というものがどこにどのようなふうにあられてくるか。殊に現在言われておりますのが、温度が上がることに従って生ずる雲がどのような範囲でどういう形で分布をするのか、その結果太陽光線が反射されるのか、それともさらに悪い方向に響くのか、それから大気中と海洋との間におけるCO₂ガスの大循環、どの程度吸収してもらえぬのか、森林の効果をもう少し数量的に推計の幅を狭めていくような知識が必要だ、そういう幾つかの点が残っているということでございます。

○斎藤(節)委員 わかりました。そういうことであれば、確かに雲の動き方あるいは温度が上がれば海洋からの蒸発は激しくなるわけですから、それによる雲の動き方などというのはまだメカニズムとしてははっきりしていない、そういう点は私も同感でございます。

そこで関連して質問でありますけれども、昨年九月に行われました地球環境保全に関する東京会議の議長報告で「環境倫理」という言葉を使っている、エネルギー浪費型の生活様式を含む先進諸国の社会経済活動を修正することを求めているわけですからよく御承知だと思います。この議長報告に対して我が国政府、特に環境庁といたしまして具体的などのようなことをしていかなければならないのか、まずそれをちよっとお聞かせ願いたい。

○安原政府委員 先生御指摘のとおり、東京会議で環境倫理ということの重要性が指摘されたわけでございます。私も同様にいたしまして同じような認識に立つておりまして、地球環境問題を解決していくに当たっては一人一人が地球環境のかかわりを深く認識し理解し、そして地球環境保全に資するような行動に切りかえていただければならないというところかと考えておるわけでございます。そういう意味で、政府一体の取り組みを示しました昨年六月の閣僚会議の申し合わせにもその点が触れられておるわけでございまして、そのため、政府としましては普及啓発を大いにやろうということになっておるわけでございます。

その一環として、環境教育を充実していくということ、学校教育の場で充実していただくように文部省にお願いをいたしております。教科書の改訂に当たって内容が充実されるようなことを期待しているわけでございます。それから地方公共団体を通じて教育委員会とも連携をとって、学校の現場でもさらにいろいろな取り組みがされるように進めていきたいと考えておるわけでございます。それから、地域での取り組みも

必要でございますので、そういう地域活動の促進も図っていききたいと考えております。これに関連しまして、年度末に補正予算が成立いたしましたので、その補助金をもちまして各都道府県、政令市に地域環境保全基金というのを造成していただきました。これの運用益をもちまして平成二年度から普及啓発事業等地域の環境保全活動が始まるわけでございます。その中でも、環境教育の推進等々の意識の高揚の事業を重点的にやっていただけるように期待をしております。

○斎藤(節)委員 わかりました。総論賛成、各論反対というふうな状況になっていくのじゃないかなと私は思うのです。と申しますのは、一たんレペルアップした生活といえまいかと思っております。はなかなかな下げにくいんじゃないかと思っております。確かに教育をしつかりやっていただければと思うわけでございます。

そこで、また東京会議のことについて御質問なんですけれども、この会議の中で、これは別に採決したとか何かということじゃないのであります。が、先進工業国で二酸化炭素など温室効果ガスの排出に対して課徴金を課して、その資金を途上国への支援のための資金に使ってはどうか、使おうというふうな発言もあったというふうに報道されているわけでありますけれども、先ほどのことも含めまして、いわゆるホワイトハウス会議においてこういう問題が取り上げられたのかなかったのか、その辺ちよっとお聞きしたいと思っております。

○安原政府委員 ホワイトハウス会議には、御承知のとおり開発途上国としましてインド、ブラジル、メキシコ、インドネシア、ナイジェリア、ザイルの六カ国が参加いたしております。それから東欧からもソ連のほかポーランドが参加したわけでございまして、これらの諸国から、途上国における現状、人口増加あるいは貧困の問題そして経済情勢、しかし一方で、地球環境保全のための行動を途上国としてもとらなければならぬというところはよくわかっておる旨のいろいろなお話がございました。そういう状況を踏まえて、途上国

側の方からの要望ということでございます。クリーンな技術をしてできるだけ途上国にも移転してほしいとか、あるいはそれなりの資金援助を期待するといったような発言があったわけでございまして、そのほか新しい問題として、これは民間ベースである程度行われているものでございまして、累積債務と自然保護のスイッチというやり方がございまして、これが一つの有効な方策ではないかというふうな指摘もあったわけでございまして、

こういうことで、地球環境保全を進めていきます上で、先進国だけではどうにもならない面がございまして、途上国も全面的な協調体制でやってもらう必要があるわけでございまして、そのために途上国の自助努力を先進国としてできるだけ支援していくことが必要である、そういう議論は行われたところでございます。

○斎藤(節)委員 何といたしまして、今は先進国は地球の資源を収奪しているというふうか、使い切つて成長してきているわけでありませうけれども、それに対して途上国はこれから発展しようとしていて、先進国に対して彼らとしては先進国ばかりいいこと言わないといったような発言があるように聞こえておるわけであります。その辺、彼らの経済成長なども先進国が十分助けてやる方向に行く必要があるだろう、そうしないとかえって環境破壊のもとになるのではないか、こんなふうにも思われるので、強く御要望を申し上げておきたいと思っております。

そこで、テーマを変えて御質問を申し上げます。次は、フロンガス問題について、通産省の方においでいただいておりますが、よろしく願います。フロンガスの問題につきまして、これはオゾン保護法が昨年一月一日に発効してちょうど一年半近くなつてきたわけでありませうけれども、フロンの製造や輸入は通産省への届け出制ということになりました。承認が義務づけられているわけでありませう。製造段階から量をぐっと絞っていかうと

いうようなことになっておるわけでありませうが、この法律の実施状況はどうでありますか、それをお聞かせ願いたいと思っております。

○小島説明員 フロン等の規制の実施状況についてでございますが、通産省といたしましてはオゾン層の保護を図るために、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に基づきまして昨年七月から生産量の規制等を実施しております。規制の一年目に当たります本年度、これは昨年の七月から本年六月までの一年間でございまして、実質約三割の削減をするということがモントリオール議定書の規定によつて求められておるもので、現在までのところ、その削減は順調に進んでいるというふうに理解しております。

具体的に申し上げますと、特定フロンの生産量についてでございますが、一九八九年の上期、これはまだ規制が始まる前でございまして、約九万五千トンでございました。これが、規制の開始されました昨年七月以降その生産量が急速に減少をいたしております。八九年の下期にはこの数字が約六万二千トンということになっておるわけで、三割以上の減少ということになっております。

○斎藤(節)委員 三〇%から減少している。その分、輸入があえておるわけじゃないのでしょうか。

○小島説明員 輸入につきましても外為法によりまして輸入割当の措置をとっております。これもモントリオール議定書の規定に定めるところによりましてその輸入量の削減を図っております。具体的には、モントリオール議定書の規定によりまして一九八六年の数字に抑えるということになっておりますので、輸入につきましても一九八六年の実績の範囲内に抑えるということで運用しております。

○斎藤(節)委員 そこで、排出抑制及び使用合理化についてどうなっておりますか、これについてお尋ねします。

○小島説明員 特定フロンの使用合理化について

でございますが、私どもといたしましては、従来から特定フロンの生産規制とともに、その使用合理化を通じて使用量の削減を図っているところでございます。昨年七月から供給規制が開始されたわけでございますが、それとともに、実際にフロンその他を使用しております需要業界に対してその使用量の削減を要請してきております。また、フロンを使っております各現場におきまして使用合理化が推進されるように、その所要の金融、税制上の措置を講じておりまして、これまでのところ、その使用合理化につきましては順調に進んでいるものと考えております。今後とも、特定フロンの今世紀中の全廃などを目指しまして積極的に所要の施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○古市政府委員 排出抑制もお尋ねになりましたが、それにつきましても同様な形で税制上の措置が講ぜられ、その線での事業が進んでおるところでございます。

○斎藤(節)委員 それは大丈夫なのでしょうね。では、それにまた関連して、フロンについてでありますけれども、代替品の開発状況、その進捗状況がどうなっているのか、また、代替品が実際に今利用されつつあるのか。何か今、フロンでないというマークをつけて販売されているようなものもあるようですが、そういったものがあるのか。

○小島説明員 特定フロンの代替品につきましては、それぞれのフロンの使用分野ごとに幾つかの物質がその候補として挙げられておりまして、これらの物質につきまして、これを本格的に商業的に生産あるいはその使用を開始するというまでには安全性の確認その他の所要の試験研究を行うことが必要でございます。これにはなお数年がかかるというふうに承知しております。ただ、これも物によって違うわけでございますが、人体用のエアゾール噴射剤として用いられておりますフロン、これにつきましては昨年八月に高圧ガス取締法に基づきます通産省令を改正いたしましたので、

それ以降LPGその他の代替噴射剤への転換が急速に進展しているところでございます。

通産省といたしましては、これまでもこのフロンの代替品の開発利用の促進のために所要の財政金融上の措置を講じてまいりましたが、今後とも、特定フロンの今世紀中の全廃という目標を達成するために所要の措置を講じてまいりたいというふうに思っております。

○斎藤(節)委員 ちょっと通告外でありますけれども、今おっしゃいましたようにLPGが代替品として使われているということでありまして、これは危険性はどうかでございますか。ないのか。これは危険性はどうかでございますか。ないのか。物によっては、使い方によっては非常に危険ではないかと私は思うのであります。

○小島説明員 エアゾール用の噴射剤につきましては、従来、LPGその他の可燃性の噴射剤を用いますとそれに引火をして危険ではないかということから、特に人体用のエアゾール、これにつきましては高圧ガス取締法でその使用を厳しく抑制をしてきたわけでございます。したがって、事実上フロンしか使えないという状況であったわけでございますが、このオゾン層保護の問題が国際的に問題になってまいりまして、通産省の関係団体でございます高圧ガス保安協会に専門家の会を設けまして、そこで可燃性のガスを用いた場合の安全性の問題について慎重に検討が積み重ねられました結果、その使用上の注意事項その他につきまして十分な表示を行うこと等によりまして、使用上の安全性を十分図りながらフロンのLPGその他の代替噴射剤への転換ということも十分可能である、そういう結論が得られました。規制をいたします省令その他の規則を改正するに至ったというふうに承知しております。

○斎藤(節)委員 そこで、フロンの削減についてお尋ねいたします。今世紀末までに全廃するということが前提でありますけれども、九八年までに半減するというこ

とが去年でもうたわれているわけです。これは果たして年次計画をどのように立てて、それがうまく進行しているのかどうか、削減がうまくいっているのかどうか、その辺御答弁願いたいと思っております。

○小島説明員 ただいま御指摘ございましたように、特定フロンの削減については、今世紀中に全廃をするという目標を定めて、現在国連の場において行われておりますモンテリオール議定書の改定作業その他に対応しておるところでございます。また、関係の各産業界におきましても所要の努力をいたしておりますので、九八年までの五〇％削減というところにつきましては、これまでの削減状況あるいは代替品の開発利用の見通しその他を考えますと達成可能であるというふうに考えております。

○斎藤(節)委員 各年次に計画しただけ順番にいかないと、達成しますといっても最終的にできませんでしたということにもなるわけでありまして、今世紀末には全廃という前提がありまして、それから、今世紀末に進めていかないと達成できないのではないかと、私そういうふうに思います。以上でフロンは終わりましたので、通産省の方、どうもありがとうございます。御苦労さまでした。

次は、酸性雨問題について御質問申し上げます。まず最初に環境庁さんにお尋ねいたしますけれども、環境庁といたしましては酸性雨測定、ずっとやっておられますか。やっておることは間違いないでしょうか。どんなようなデータが出ておるか。

○小島説明員 酸性雨の現状とその影響を把握するために、環境庁では昭和五十八年度から六十二年度まで第一次酸性雨対策調査として、全国十四都道府県二十九地点での酸性雨の成分分析調査及び降水、土壌調査を実施しております。その結

果、多くの地点でヨーロッパあるいは北米で報告されておりますのと同水準の値、すなわち年平均で申し上げますとpH四台の降水及び酸性降下物が観測をされております。特に硫酸酸化物降下量については主に日本海側や屋久島で多く、硝酸イオン降下量では首都圏で高い傾向がございます。酸性雨の影響を受けている湖沼あるいは土壌といふものはこの調査では確認をされておられませんけれども、酸性雨の影響を受けやすい湖沼あるいは土壌の存在が確認をされております。

こうした状況でございますので、引き続き六十三年度から第二次の酸性雨調査に入りまして、現在も監視、測定を続けているところでございます。

○斎藤(節)委員 樹木、森林などに酸性雨が降っているわけでありまして、木が枯れた、立ち枯れになったというように例はございますか。○小島説明員 我が国の森林影響につきましては、昭和六十一年の秋に群馬県が、関東地域における平地林の杉枯れ現象があり、それが酸性雨ではないか、こういう報告を出されております。こういう現象がございまして、環境庁では長野県と共同でその状態あるいは原因調査をいたしました。が、酸性雨と因果関係があるかどうかについては確認をされていないという状況でございます。そのほか何カ所かで森林の衰退現象がございまして、酸性雨が原因ではないかという御指摘がございまして、環境庁では専門家が関係機関と協力しまして調査をしておりますが、現在のところそれが酸性雨による老化という確認に至っていないという状況でございます。

○斎藤(節)委員 確かに酸性雨による立ち枯れな虫による立ち枯れなのか、これは判定はなかなか難しいと思います。しかし、実際に酸性雨が降っていることは事実であるという、今御答弁ありましたように年平均でpH四ぐらいですか、そのぐらいですね。pH四というのはかなり高い酸性度です。普通雨は五・六から五・八ぐらいです。普

通炭酸ガスを含んでおりますから、そういう点でどうしても酸性になるわけでありすけれども、pHになるとこれは一けた違うわけですから、大変な酸性でありますので問題だと私は思うわけです。特に今御答弁ありましたように、いわゆる硫酸イオンによる酸性あるいは硝酸イオンによる酸性、窒素酸化物それから二酸化硫黄による酸性雨、いわゆる炭酸ガスを含んで降ってきた酸性雨とこれは全然違いまして、酸の種類によって大変な影響がある。特に硫酸の場合は、これは申すまでもなく腐食性が強いわけでありまして、しかも蒸発しにくい。硝酸イオンの場合は土壌中に吸収されて肥料みたいな格好になる場合もありますけれども、しかし硫酸の場合は非常にこれは有害でございます。特に濃縮されるという恐れがありますから大変危険だと私は思うのです。そういう点で酸性雨問題は、サルファ、いわゆる硫酸イオンとそれから硝酸イオンについて注目しなければならぬと私は思っているわけでありす。

東京農工大の小倉教授たちが一九七七年から八六年の十年間、非常に長い期間でありますけれども、この間調査をしておるわけす。どこをやっているかと申しますと、大体三多摩地域です。多摩川の付近と、それから自分の農工大のある府中です。大体測定は農工大の農学部の上でやっていると、この十年間降った雨の中にはpHが三・〇から六・九、六・九というのは普通の雨ですけれども、三・〇という非常にpH濃度の高い酸性雨が降っているという報告があるわけす。酸の種類、先ほど申しましたように、硫酸が硝酸イオンかということによって随分問題のあり方が違うわけでありすけれども、七七年から八三年は大体〇・二から〇・二八という硝酸イオンの濃度、これはppmです。ppmでこれだけある。それから八四年には〇・三五ppm、八六年には〇・五六ppmと、だんだん年々硝酸イオンの濃度が上がってきているわけす。これは先ほどもお話しありましたように、硫酸イオンは山間部です

か、そして日本海側と言いましたね。それから硝酸イオンは首都圏というふうには先ほど御答弁ありました。これはやはり首都圏の交通量、いわゆる車の増大がかなりパラレルになってきているのではないかな、そんなふうにも思うわけす。しかも、八四年から八六年は飛躍的に二倍近くなってきたというところ、これは大変な増大だと思わうわけでございます。

それから、今申し上げましたのは農工大の農学部の屋上の測定でございますけれども、多摩川流域の硫酸イオンの降下状況を調べてあるのです。これによりまして、一平米当たり八五年には三八九グラムです。これは大変に多い量なんですけれども、八六年は四・四七グラム、八七年は八・一七グラム、このように飛躍的に増大してきているというところ、これは私非常に無視できないだろうと思うわけす。しかもこれは硫酸イオンでありますから、硫酸イオンに換算してこういう値になりますから、かなり濃厚な硫酸が降ってきている、大げさに言えばそんなふうになるわけすけれども、これが植物あるいは樹木に影響を与えないわけにはなりません。その辺のようにお考えになりますか。

○小林説明員 お話しございました東京農工大の小倉教授には、私どもの対策調査にも御参画をいただき、御指導いただいております。したがって、お話ししたデータにつきましては部分的には今まで先生からお聞きをしておりますが、近く最近の知見を整理をされて、まとめられて報告書としてお出しになるという段階というふうに関心しておりますので、その報告書も、内容をよくお聞きしながら調査を進めていきたいというふうにも思っております。

森林の影響につきましては、直接的な影響あるいは土壌を経由しての影響等ございしますが、私も関係の研究機関等とも連携をとり、かつ自然生態系の現況把握の調査の一環としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

○斎藤(節)委員 先ほども首都圏においては硫酸

イオンが多いという話がありましたけれども、週日、おとといですか、本委員会委員長を中心に見察に行つてまいりました。日野自動車に参つたわけでありす。ここでは、会社の専務の説明でありましたけれども、軽油の中に含まれる硫黄、サルファですね、非常に多いわけす。〇・五%もあるという説明があったのですけれども、これはたまたまではないかと私は思つて聞いておつたのであります。

これも通産省関係になると思いますが、脱硫、いわゆるワンポイント上げるだけでも大変なお金がかかるらしいのですが、いずれにしても、軽油を燃やしていますから、ディーゼルから排気される硫酸イオンが多いわけでありすから、首都圏における硫酸イオンが多いというの、わかりまされども、さらに硫酸イオンも多いんじゃないかな、こんなふうにも思うのであります。

○古市政府委員 ディーゼルが使用いたします軽油の中の含量は、現在硫黄分が〇・五の基準ですが、実効上は〇・四ぐらいのパーセントでいって、実効上は〇・四ぐらいのパーセントでいって、軽油の中から脱硫についての要請が非常に強いわけで、石油連盟の方でもそれに協力するという方向で、先般環境庁の中央公害対策審議会の自動車排ガスの規制の方からの答申でもそれを要請をいたしました。それを受けて、現在〇・四を早急に〇・二%までに落とす、さらには十分の一まで落とすという方向が認められて、それに対する脱硫装置への税制上それから金融上の優遇措置というものが講じられて鋭意進んでいる、こういう状況でございます。

○斎藤(節)委員 確かにそういう点でこの酸性雨問題、何か北欧が西ドイツが、あちらの方の問題だというふうにとらえられがちですけれども、実際はそうじゃなくて、我が国も深刻な酸性雨の影響が出てきつたあるんじゃないか。立ち枯れが酸性雨によるものかどうか知らないというところ、確かにそれはあると思ひます、非常に複雑で

すから。複合汚染による立ち枯れもあるでしょうからいろいろ難しい問題が多いと思ひますけれども、しかしこの酸性雨対策、もう少ししっかりやつていってほしいと私は思うわけでありす。時間もあと二分ぐらいしかなくなつてしまひましたので、まず大臣に、この軽油に含まれる硫黄の量も何とか減らしていくような方向に行政的な動きをやつていただきたいと思ひます。いづれにしましても、この酸性雨対策についてはまず大臣の御意見をちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○北川国務大臣 ただいま委員の御指摘の硫黄分、これの除去をどうしたらいいか、これは私はやはり前向きで取り組まなくてはいいかと思つております。そういう点については、原油の精製装置の中で硫黄分を脱硫する、そういうような方法を講じて、そのためにはやはり装置に金がかかる、こういうようなものには税金をまけよう、そしてそのプロセスに金がかかるなら補助金を出そう、そうすれば不特定多数のたぐさんの車から吐き出されるところの硫黄分に対しては非常にそのパーセンテージが落ちてくるんじゃないか、こういう思いもいたします。環境庁としては、今後こういういろいろなものろの問題については前向きで環境保全に頑張つていきたい、こう思つております。

○斎藤(節)委員 ぜひとも環境庁が大いに大きな声で、通産省に対しても品質改善、お金がかかるかもしれないけれども、やはり脱硫をしつかりやらないとこれは大変な問題になりますので、ぜひそのように大声を上げていただきたい、こんなふうに御要望申し上げる次第でございます。

まだたくさんテーマはあつて、御質問申し上げたいことがたくさんあつたのですけれども、もう時間がなくなつてきましたので最後に、ここに大変立派な本があるわけでありすけれども、これは環境庁の国立公害研究所で出されたものでございまして、「地球温暖化対策としての環境調和型技術とその評価に関するセミナー報告」でございます。この中に、専門家に対して地球温暖化に対

新しい生産能力増のプラントをやったのかということについて御説明いただきたいと思うのです。一九八四年ぐらいからどういふふうにな生産をさせていっているのか、数字でお示しをいただきたいと思うのです。

○小島説明員 特定フロンの生産能力の推移ということですが、オゾン層保護の問題が国際的に論議されるようになりましてから、昭和五

十五年でございませけれども、当時オゾン層保護の観点から国際的に問題となっておりましたフロ

その凍結を図るようということを指導いたしております。

なお、この特定フロンの生産設備それ自体につきましましては、その設置等につきまして許可制その他の規制というものはございません。

○寺前委員 日本の生産能力がどのようにふえていったのかということについて今説明がないわけですが、それは説明できませんか。

○小島説明員 特定フロンの全体の生産能力でございますが、昭和十五年当時十四万二千五百ト

ンでございました。その後、昭和六十一年には二十一万四千トンになっております。この間の能力増は、当寺サノ留保度の問題との関連で、基本的

な問題が指摘されておりませんでしたフロン

その他のフロンの能力増であったというふうに承知しております。なお、昭和六十一年以降は新たな生産能力の増加というのはございません。

○寺前委員　私が調べたところでは、一九八四年ですか、十五万トンほどの生産量であったと思うのです。そのときにセントラルで三千トンの新しいプラントをやっています。一九八五年のウィー

ン条約のときには生産量は十六万二千トンになっている。それ以後に、その年にダイキンが二万トン、旭硝子が一万九百トン、生産の設備が入って

います。それから一九八六年になりますと生産量が十七万七千トンになる。三井デュボン二万三千七百トン、セントラルが一万二千トンと新しい設備の増をやつて生産能力を高めている。そして今

日まで、二十二万四千トンになりますか、という方向に向かつてずうっと生産アップをしてきている。考えてみたら、国際的にフロン問題が問題になって既に提起されてからです。ずうと三倍から四倍になって、その一九八四、五年の時期からもうそこでは署名までして、我が国は拒否しているけれども、一方で国際的にはECなどが署名をしてやめようという段階になってからも、この生産能力をどんどん高める活動をやっている。これほど問題にされていながら平気でこれをどんどん生産をしていくというのは異常だと言わなければならぬと私は思うのです。

だから私はそういう点で、企業の利益のためにこれは便利だということ、今のうちにやっておかなければならぬ国際的に禁止されてしまうじゃないか、だから今のうちに使っただけ使っておくやないか、せつかくつくる能力を持つておる機械があるんだからそれを今のうちにうんと使わなんだらえらいことになる、この何とこのですか、社会的責任を放棄して利益のために、経済活動のために野放しで許していくということを、ここをとめるのが政府の責任じゃないだろうか。私は、このオゾン層のウィーン条約のときに署名しなかった問題と生産力をどんどんふやしていった問題、この関係問題をきつぱりと反省することによって次の発展を図ることができるとは思えないだろうか。大臣、どう思います。

○北川国務大臣 たいい委員の、フロンの生産がウィーン条約後ふえておる、こういう御指摘でございまして、現段階において各業者もまたこれに非常に関心を持ってきて、これではいけないという考えになってきていただいていると察知しております。長官としましては、私といたしましては、このような問題の代替品について鋭意研究してもらおうように指導をしていきたい、こういうふうにして思っております。

○寺前委員 僕の質問は、署名をしなかった、それ以後にふえてきている、それは企業の活動に任しておいたらそうなるよ、政府というのはそういう

うときに待ったをかけることによって社会的に責任を果たすことができるんじゃないか、そういう姿勢に立たななだら環境庁なんて要らぬということになるやないか、こう言いたいのです。そこまて言わぬけれども、そういう反省に立つべきではないのかということだけははっきりしておいてもらたええのです。

○北川国務大臣 委員から今非常に強く御指摘を受けまして、環境庁といたしましては、地球環境を損なうことなく経済の発展を両立していきたいというのを望んでおります。しかしながら、今のこのことが環境を損ねてしまうことになるならば、環境庁としては時には企業に対しても厳しい姿勢をとる必要があるということ、私は思っています。

○寺前委員 すかつといかぬね。やっぱし署名をしなかった、それから生産がふえた、そうしたら、なるほど企業に従属しておたら政府の役割は果たせなかつたな、これはもう過去の話なんだから、ああ、あの当時の日本政府のとおつておる態度はどうもならぬな、おれはそんなことは許さぬぞ、このぐらいいのことを言わなだら値打ちあらへんがな、そんなもの。そういう点をきつぱり言うように大臣の姿勢を正してほしい、それが一つ。

それから、オゾン層の破壊の問題では、五種のフロンと三種のハロンという問題が今問題になっているけれども、それだけじゃない、メチルクロロホルムや四塩化炭素もある、こういう問題までメスを入れるんだ、これは規制の対象にしていくんだという姿勢があるのかないのか、そういうふうにして臨むつもりかどうか。

○古市府政委員 第一点のお尋ねについてでございますけれども、先ほどの御質問で一九八五年のウィーン条約のいきさつでとまっておりますが、そこに話が及びますと、先生御承知のとおり、これはその後一九八七年にモントリオールで具体的な議定書ができて、これには我が国は率先して締結して、その後も我が国の態勢といたしま

して、昭和六十三年の五月には国内法を世界に先駆けてやったという線で、対策の方も世界のトップを切つて現在努力をしておる、こういう結果に結びついております。

それから第二点の点でございますが、これまた御承知のとおり、ことしの六月に第二回の締約国会議がロンドンで開かれますが、それに向かつては、先ほど御指摘の物質も含めて削減率をさらに厳しくしていこうということと議論がなされるといふ予定でございます。

○寺前委員 ウィーン条約の後の会議では署名をしたというのがあるけれども、当時の新聞開いてみないかな。何と書かれておるのや。足引きの役割を果たしたの日本だと書かれておるんだ。それは何かといえ、部分的な規制のパーセントをどういふふうによつていくのかということについて、一気にやるのは現実的じゃないかというて足を引き張つて、全体の水準の足を引くという役割を果たしている。だから世界的には、ラストランナーだ、日本が足引きで世の中のこういう問題については済まぬのどとまで言われているのや。環境庁長官、新しくおなりになったんだから、世界がどう見てもおなりになったんだから、世界が知つていてもおなりになったんだから、世界に進められたら大変だ。恥さらしになつてしまふ。私は友人であるだけに余計に、言いたいことを言うときたいと思うんです。

それから今のフロンの全廃問題、二〇〇〇年を目指すと言われけれども、二〇〇〇年まで待つ必要はないのと違うか。少なくとも一九九五年になつたら全廃することはできますのや、日本はそういう方向で今やつてますねと世界に言えないのかいな。言えますか。

○古市府政委員 現在の量を二〇〇〇年に全廃するに至るまでにカットダウンしていくわけですが、それども、それを八〇%、五〇%、例えば一五%削減する時期を前倒しにして、可能な限り早くというものも含めて、最低二〇〇〇年までに全廃、そのスピードアップをしよう、それも含めて議論

がされることになっております。その中で我が国は我が国の技術、また態勢について紹介して国際的にも貢献していきたい、このように思っております。

○寺前委員 私、この間なんか電機会社をずっと歩きましたんや。もうあんな、早い早い。もうあんなもんで洗淨せんかて違うやり方で、洗淨を必要としないやり方にするとか、あるいは純度の高い水を使うとかアルコルを使うとか、いろんな形でやる。問題は、もうやり方は全部できてまんのや。それは何や言うたら、今やっぱ仕事をしてますさかい、休暇を使つて設備の切りかえをする、そういう時間さえとつたらええんであつて、もう来年になったら私のところはやりまふのやとか、歩いてみたら現地の企業というのはみんなそういうてますわ。それから、アンケートをとつたつて企業はみんな言うやとるんや。何も二〇〇〇年まで待つ必要ない。九五年、ああ結構、いけまふと、そのぐらいいのあれでつて、現状は。本当に政府というのは批判を受けるの防波堤になつていく役割だけであつて、企業を積極的に指導していくそういう積極性はない。本当に政府というのは何のために存在しているんやろか。私はもう歩いてみれば歩くほどそのことを感じますので、この際に念のため言うておきますよ。

もう時間がありませんのであれですが、CO₂の問題だつてラストランナーにならぬようにしてほしいわけですよ。千九百何年でしたか、オランダのノールドベイク宣言がある。ノールドベイク宣言を見ると、多くの先進工業国の見解によれば、CO₂排出のこのような安定化は、第一段階として、遅くとも二〇〇〇年までに達成されるべきである。そうすると、多くの先進工業国の見解によればというのには日本やアメリカは入つてまへんのやということ、結局また、拘束されまへんのやということ、話になつておるんや。先ほどの話を聞いておつても、日本は積極的に一番にやりましたんやとか景気のいいこと言うけれども、世界の場に出ていいたら全然違う位置になる。

やっぱりそういう点でも、CO₂など温室効果ガスの現状以下の総量規制を直ちに国際的に受け入れる、そういう姿勢を何で日本はとれないのか。削減目標を明確にして積極的に世界の前に臨んでいく。スウェーデンで今度会議があります。少なくともその会議のときには削減目標を明確にして、世界に貢献する役割の発言をやらにいかぬと私は思うんですけれども、本当に直ちに総量規制の受け入れはやる気はないのか。大臣、相談できてまっか。

○北川国務大臣 委員御指摘の昨年のノールドベイク宣言において、日本は何もしなかったんじゃないに、まともななかったのを日本がまとめたのでございます。また、この八月に行われるCO₂等いろいろの地球環境の温暖化を初めオゾン層のそういう対策について、もちろん積極的に世界のリーダーになっていくくらいの気持ちで頑張りたいと思っております。

○寺前委員 いろいろ言いたいけれども、もう時間が来ましたので。代替の問題やら要るわけですね。化石燃料から太陽熱や地熱などへの転換とか積極的に働きかけていかにかめわけや。そうすると、そういう研究に積極的に予算を組んでいかにかあかんのや。そうでつしやろ。それを会社任せで、この間もどこかの委員会委員以下見せてもらいましたけれども、もう会社の研究費の方がごつて、国家の研究費の方が少のうて恥ずかしい思いで、これで積極的にやれるかといううなものでしたわな、委員長。

それで、いわゆるサンシャイン計画予算を見てみると、通産省のを見てみると、太陽エネルギーでいうと、昭和六十年には九十一億六千九百万であった。それが今度の予算では何と七十三億二千四百百万に減る。あるいは地熱エネルギーを見ると六十二億一千六百万であったものが五十三億七千八百万に減る。ともかく、そういう化石燃料から転換を図っていく研究というのは何も大して進んでいく。それで原子力の研究だと言うだけでは、

これはちよつとおかしいと違うやろか。本当にまじめに全体を考えるならば研究費にあらわれてきて当たり前やないか。一体どないなつとらんや、私はそういうふうには言いたいのですけれども、通産省の所管の予算をワーワー言うのはようないから言いまへんけど、環境庁長官としてこの予算の姿を見たときにどういうふうに思いますか。

これで終わります。

○北川国務大臣 予算の少ない点も御指摘を受けましたけれども、環境庁といたしましては、各省庁間にあるところの予算を総合して環境対策に取り組んでまいる所存でございます。

○寺前委員 時間が来ましたので、中途半端になりましたが、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○戸塚委員長 次に内閣提出、自然環境保全法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府より趣旨の説明を聴取いたします。北川環境庁長官。

自然環境保全法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○北川国務大臣 ただいま議題となりました自然環境保全法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国においては、すぐれた自然環境の保全を図るため、自然性の高い地域を自然環境保全地域等として指定し、その保全に影響のある一定の行為を制限する等の措置を講じているところでありますが、現行の規定にある動植物の捕獲、採取以外の行為についてもこれを防止するとともに、自然景観や動植物の生息環境を保護する見地から、

四輪駆動車やスノーモービル等の無秩序な乗り入を防止するための措置を講じていくことが課題となっております。

この法律案は、このような課題を踏まえ、自然環境保全地域等における自然環境の適正な保全を図るため、許可を要する行為を追加しようとするものであります。

以下、改正案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、自然環境保全地域等において動植物を殺傷し、または損傷すること、自然環境保全地域の道路等以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬を使用すること等を、許可を要する行為に加えることとしております。

第二に、国立公園等の特別地域において動植物を殺傷し、または損傷すること、特別地域の道路等以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬を使用すること等を、許可を要する行為に加えることとしております。

第三に、鳥獣を捕獲し、または鳥類の卵を採取する行為と同様に、これらを殺傷し、または損傷する行為を制限することとしております。

なお、これらの改正の施行につきましては、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○戸塚委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

第一条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項第七号中「植物の下に」を「採取し、若しくは損傷し、」を加え、同項第九号中「捕獲し」の下に、「若しくは殺傷し」を加え、「採取する」を「採取し、若しくは損傷する」に改める。

第二十五条第四項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項に次の一号を加える。

四 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第二十六条第三項中「捕獲し」の下に、「若しくは殺傷し」を加え、「採取しては」を「採取し、若しくは損傷しては」に改め、同項第一号、第二号、第四号及び第五号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十七条第三項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中「捕獲する」を「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する」に改める。

第五十三条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五十四条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「附せられた」を「付せられた」に改める。

第五十五条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第五十六条中「五万円」を「二十万円」に改める。

(自然公園法の一部改正)

第二条 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第八号中「採取する」を「採取し、又は損傷する」に改め、同項第九号中「へい」を「堀」に改め、同項に次の一号を加える。

十 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境庁長官が指定する区域内

において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第十八条第三項第一号中「前条第三項各号」を「前条第三項第一号から第七号まで及び第九号」に改め、同項第二号を同項第二号の二とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 木竹を損傷すること。

第十八条第三項第五号中「火入」を「火入れ」に改め、同項第六号中「植物」を「木竹以外の植物」を採取し、若しくは損傷し、」に改め、同項第七号中「捕獲し」の下に「若しくは殺傷し」を加え、「採取する」を「採取し、若しくは損傷する」に改め、同項第八号中「地域内へ車馬を入れる」を「地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる」に改める。

第十八条の二第三項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「採捕する」を「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する」に改める。

第四十九条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五十条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「附せられた」を「付せられた」に改める。

第五十一条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第五十二条中「五万円」を「二十万円」に改める。

（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正）

第三条 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条ノ四第一項中「之ヲ捕獲スル」を「其ノ捕獲（殺傷ヲ含ム以下同ジ）ヲ為ス」に改める。

第二条中「之ヲ」を「其ノ」に、「採取スル」を「採取（損傷ヲ含ム以下同ジ）ヲ為ス」に改める。

第三条中「之ヲ」を「其ノ」に、「捕獲スル」を「捕獲ヲ為ス」に改める。

第八条ノ三第七項中「狩猟鳥獣ヲ捕獲スル」を「狩猟鳥獣ノ捕獲ヲ為ス」に改める。

第十一条第一項中「鳥獣ヲ捕獲スル」を「鳥獣ノ捕獲ヲ為ス」に改める。

第十二条第一項中「鳥獣ヲ捕獲シ又ハ鳥類ノ卵ヲ採取スル」を「鳥獣ノ捕獲又ハ鳥類ノ卵ノ採取ヲ為ス」に改める。

第十三条中「捕獲シタル」を「捕獲ヲ為シタル」に改める。

第十四条第三項中「狩猟鳥獣ヲ捕獲スル」を「狩猟鳥獣ノ捕獲ヲ為ス」に改める。

第十五条中「鳥獣ヲ捕獲スル」を「鳥獣ノ捕獲ヲ為ス」に改める。

第十九条中「鳥獣ヲ捕獲シ、又ハ鳥類ノ卵ヲ採取セントスル」を「鳥獣ノ捕獲又ハ鳥類ノ卵ノ採取ヲ為セントスル」に改める。

第二十条中「捕獲シタル」を「捕獲ヲ為シタル」に、「採取シタル」を「採取ヲ為シタル」に改める。

第二十条ノ二第一項中「捕獲シ、又ハ採取シタル」を「捕獲又ハ採取ヲ為シタル」に、「採取セル」を「採取ヲ為セル」に改める。

第二十一条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号中「第三条」を「第一条ノ四第一項、第二条、第三条」に改める。

第二十二条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第一条ノ四第一項、第二条」を削る。

第二十二条ノ二中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第二十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（火薬類取締法の一部改正）

第二条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「鳥獣を捕獲するこ

と」を「鳥獣の捕獲をすること」に、「鳥獣を捕獲する目的」を「鳥獣の捕獲（殺傷を含む）」とする目的」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第三条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第四項第一号中「ライフル銃による獣類の捕獲」の下に「（殺傷を含む。以下同じ）」を加える。

理 由

自然環境保全地域等における自然環境の適正な保全を図るため、許可を要する行為として、動植物を殺傷し、又は損傷する行為を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二年五月十七日印刷

平成二年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局